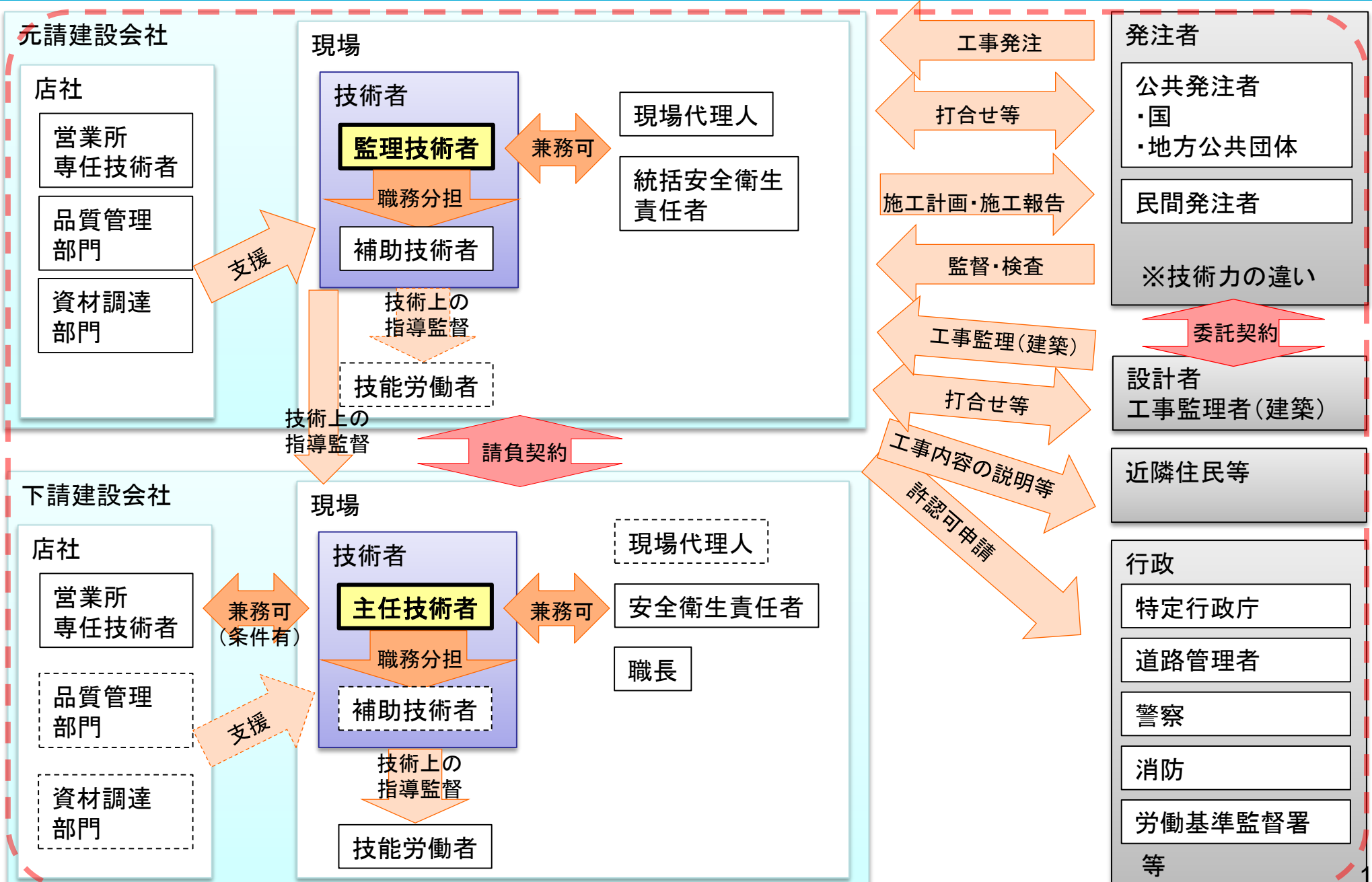


技術者の役割に応じた配置・専任要件の 基本的枠組みの再検討に向けて



関係者	役割等
主任技術者 監理技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの(建設業法第26条) ・工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。(建設業法第26条の3)
現場代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・「公共工事標準請負契約約款」で規定 <u>工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか</u>、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第十二条第一項の請求の受理、同条第三項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、<u>この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。</u> (参考)建設業法では、現場代理人を設置した場合、注文者に現場代理人の権限等の通知が必要である旨規定
営業所専任技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・許可を受けようとする業種の技術者を営業所へ専任配置することが建設業許可の要件。 ・各営業所ごとに技術者を置くことを課すことにより、業種ごとの技術力を確保し、建設工事に関する請負契約の適正な締結及びその履行を確保する観点から設けられている。
専門技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業法で、一式工事の内容である専門工事を自ら施工する場合及び附帯工事を自ら施工する場合の専門工事又は附帯工事に係る技術者(主任技術者の要件を満たす者)の設置義務を規定
補助技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・明確な定義無し。実態としては、監理技術者等を補佐。
職長	<ul style="list-style-type: none"> ・明確な定義無し。実態としては、作業中の技能労働者を直接指導又は監督する者 ・「労働安全衛生法」で、新たに職務につくこととなった職長に対し安全又は衛生のための教育(職長教育)を行うことを規定
技能労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・明確な定義無し。実態としては、建設工事の作業を行う労働者。
技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・明確な定義無し。技術(科学を実地に応用して自然の事物を改変・加工し、人間生活に役立てるわざ)を職業とする者(広辞苑第六版より)

○建設業法において、関係者の役割等を明確化することが必要ではないか。

制度が導入された経緯

現状の問題意識

業界団体等の要望

働き方改革、i-Con等の進展

技術者不足への対応の観点
＜緩和＞

不良不適格業者の排除等の観点
＜維持・強化＞

【今後の論点(案)】

- 監理技術者と主任技術者の役割が大きく異なることを踏まえ、現行の体系を見直すべきか
 - 監理技術者、主任技術者の配置が必要な工事について、現行のままでよいか
 - ・難易度の低い工事等については、より下位のランクの技術者で十分と考えるか
 - ・難易度の高い工事等については、より上位のランクの技術者が必要と考えるか
 - ※新たなランクの技術者資格要件を設定すべきか
 - ・監理技術者の配置が必要な工事の判断基準について、下請金額での規定のままでよいか
 - 専任を求める工事について、現行のままでよいか
 - ・規格化されていたり、難易度の低い工事については、兼務を認めてもよいと考えるか
 - ・金額要件以外の判断基準を導入することができるか
 - 営業所に配置する技術者について、要件、兼務の範囲等は現行のままでよいか
 - 制度の遵守状況を容易に確認できる仕組みが必要ではないか
- ※現状の課題としてだけでなく、i-Conの進展、働き方改革の進展等、将来の姿を見据えた検討が必要

以上の課題の検討に当たり、以下のような形で今後、議論を進めていただいてはどうか

- ①様々な建設工事を類型化し、施工体制(下請会社や技術者の数)や技術者の役割等の現状を整理する。
- ②それぞれにおける課題や将来のあり方を整理する。
- ③それを実現するためには、どのような制度であるべきかを検討する。

類型化(案)

(1)土木、建築、住宅による分類

- ・土木(一式工事、舗装等専門工事) / 建築(新築、改修) / 戸建て・低層集合住宅(ハウスメーカー、工務店)

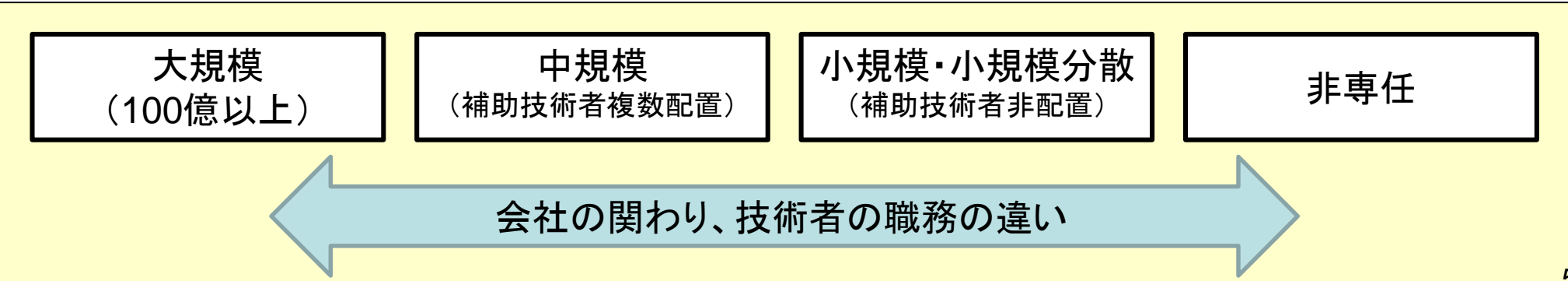
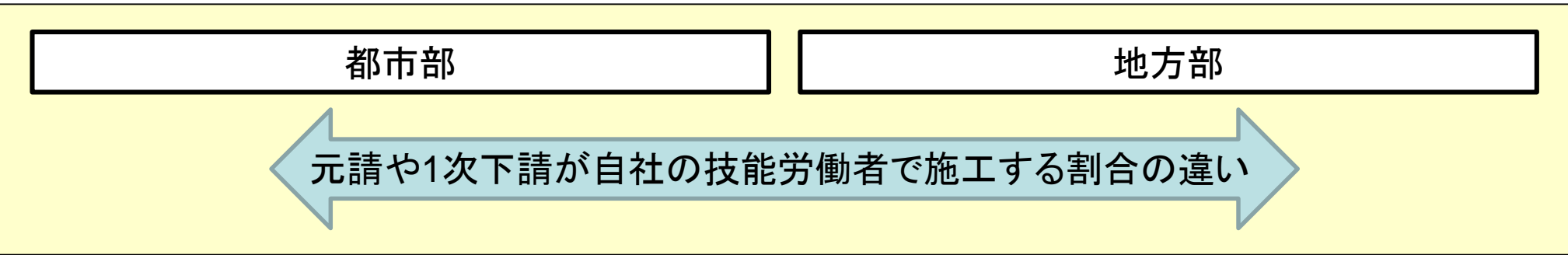
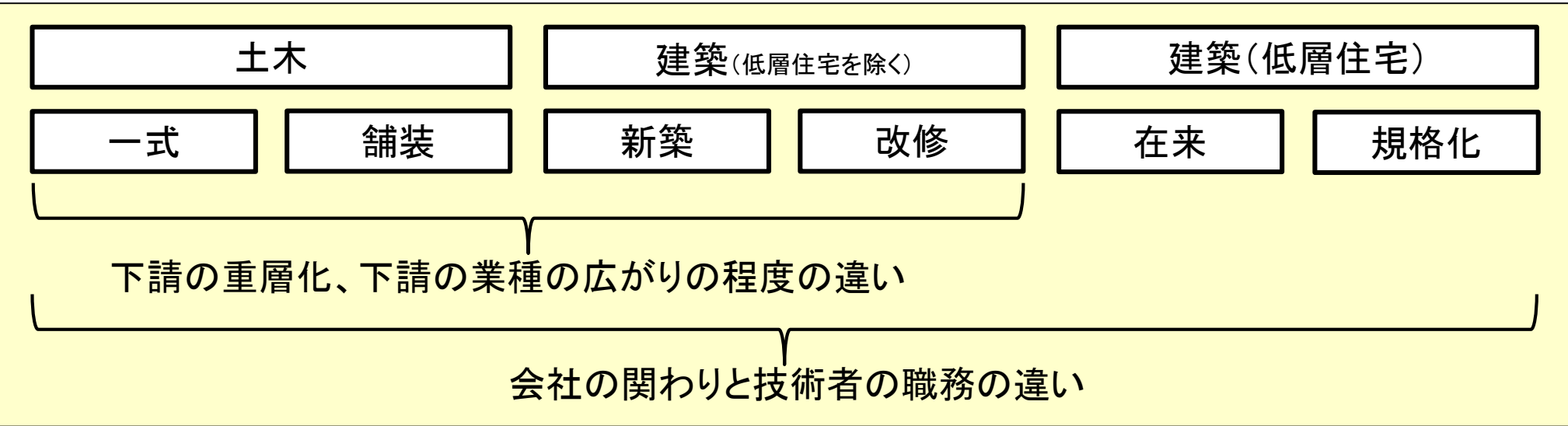
(2)都市部、地方部による分類

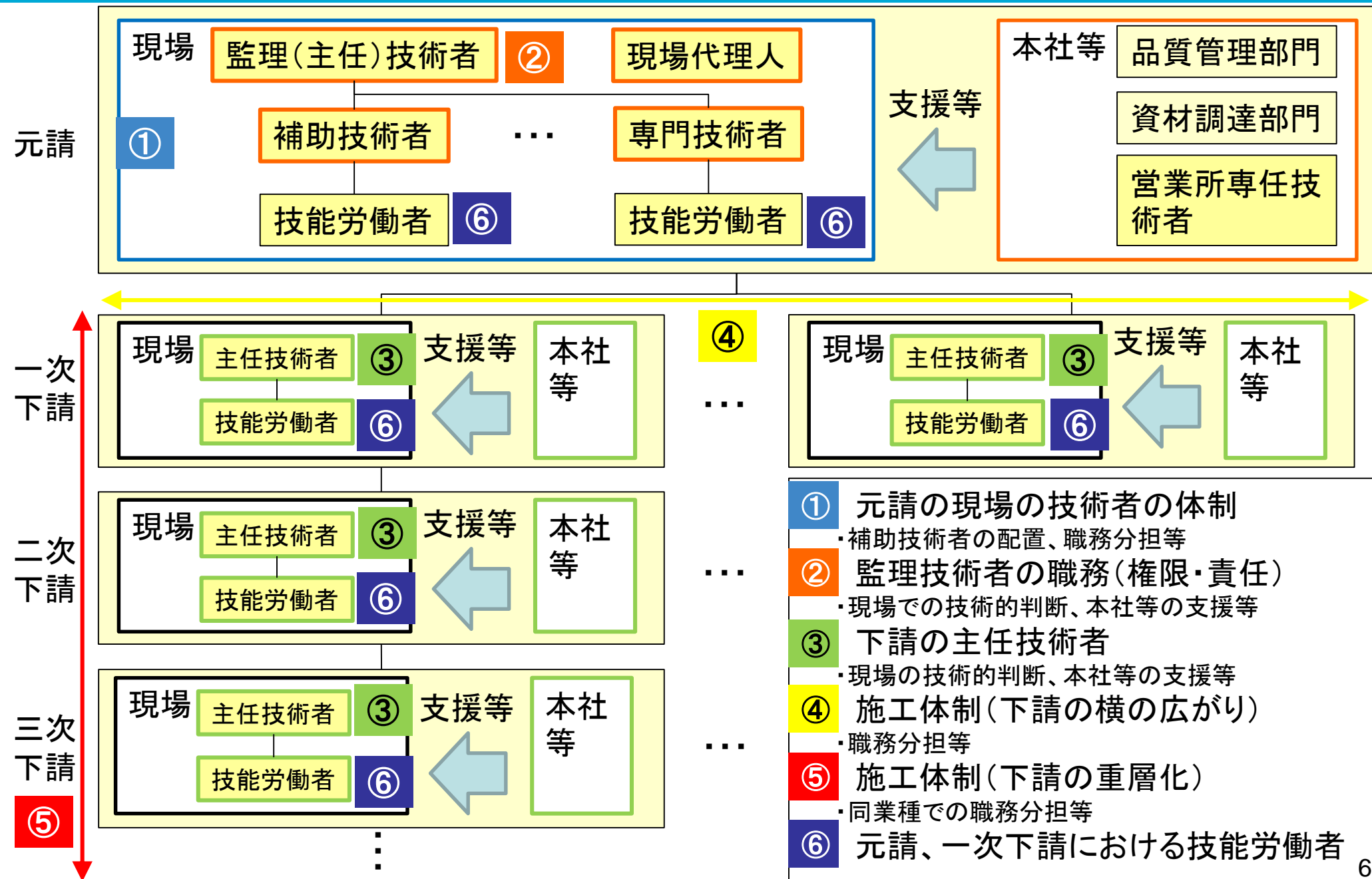
- ・都市部(元請や1次下請の自社施工比率は低い)
- ・地方部(元請や1次下請の自社施工比率が高い)

(3)請負金額による分類

- ・大規模事案:元請が監理技術者1名の他に技術者を多数配置する工事
- ・中規模事案:元請が監理技術者1名の他に技術者を数名配置する工事
- ・小規模事案:元請が監理技術者1名のみ配置する工事 / 元請の監理技術者等の専任が不要な工事

	土木		建築		戸建て・低層集合住宅	
	一式工事	専門工事	新築	改修	ハウスメーカー	工務店
都市部	大・中・小	中・小	大・中・小	大・中・小	小	小
地方部	大・中・小	中・小	大・中・小	大・中・小	小	小





工事類型毎の施工体制、技術者の役割等に係る調査

○調査概要

- ・業界団体の紹介等により工事類型毎に3社程度を選定し、工事概要、施工体系図、現場体制図を提出いただき、アンケート調査を実施(計54社)。そのうちの1社について現地でヒアリング調査(2時間程度)を実施(計23社)。

○アンケート調査概要

- ・元請の各補助技術者について、①雇用形態、②資格、③実務経験年数、④同種工事の実績、⑤担当職務、⑥配置理由
- ・指定する業種の下請の各主任技術者について、①会社名、②工事内容、③資格、④実務経験年数、⑤配置理由、⑥兼務している役割、⑦職務内容、⑧主任技術者職務の割合、⑨当該現場における自社の技能労働者数
- ・監理技術者等の各職務(打合せ、書類作成等、現場の巡回、監理技術者等の職務以外)の割合、具体的な職務内容
- ・監理技術者等の職務のうち、難易度の高い技術的判断を求められる職務
- ・監理技術者等の職務に対する建設会社(本社等)の関与内容

○ヒアリング調査概要

- ・アンケート調査を踏まえ、施工体制、元請における業務分担、下請間の業務分担、難易度の高い技術的判断を求められる職務、建設会社(本社等)の関与等について、元請の監理技術者等、下請の主任技術者(1次下請)にヒアリング。

施工体制、技術者の職務等(工事類型毎に整理)

	土木一式 <大～小規模>	舗装改修 <小規模>	土木一式(橋梁補修) <工事箇所分散>
① 元請の現場の技術者の体制	<ul style="list-style-type: none"> ・会社の支援として、工事着手前の施工計画等の検討、定期的な進捗状況、コスト管理状況等の確認、安全パトロール、自主検査、資材や労務調達の支援等を行う(会社により対応は異なる)。 ・大規模工事では①現場代理人(所長)、監理技術者、小規模工事では②現場代理人(所長)兼監理技術者の場合が多いが、③監理技術者(所長)、現場代理人の場合もある。工事の規模に応じ、補助技術者を配置し、工事内容やエリア等で分担。 ・大規模工事は、現場代理人と監理技術者の間に副所長等を配置する場合あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・請負金額が1億を超えるものは少なく、元請が一部の現場作業を担当する場合、主任技術者(現場代理人兼務)1名。 ・数ヶ月の工期のうち、大半が準備や調整。現場作業が重ならなければ、他の舗装工事と兼務は可能との意見あり。 ・出来形計測等の作業は、必要に応じて会社から担当者を応援派遣。 	<ul style="list-style-type: none"> ・4箇所、間隔10km超、請負金額2億円強、同時作業あり：監理技術者と現場代理人の2名、適時、補助技術者配置。作業を行う箇所は元請技術者を配置。 ・3箇所、間隔1km以内、請負金額約1億円、同時作業あり：監理技術者(現場代理人兼務)1名。同時作業(塗装のみ)は巡回で対応。
② 監理技術者の職務	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模工事では、監理技術者が工事の技術的な内容に関する職務、現場代理人が契約関連、近隣住民対応、対外的調整等と分担する場合が多いが、それ以外では、現場代理人が技術的な内容に関する職務も行っている場合もある。いずれも、元請が現場の責任者として置所長が技術的な内容も最終判断を行う場合が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事内容の違いが少ないため、施工計画書等の書類作成の負担は小さい。 ・工期のうち、大半が準備や調整であり、現場作業の期間は短い。 ・埋設物等の支障物が出てくることはなく技術的な判断を求められることは少ない。日々の労務の調整はほとんどない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・元請技術者の作業が必要な業務(測量等)が少なく、全体として、業務量は少ない。 ・工事着手前の調査、必要に応じて工事内容の見直しの提案、仮設計画等が重要であり、技術力が求められる。
③ 下請の主任技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・マネジメントを行う下請の主任技術者は、施工要領の作成や工程管理、要所の立会い確認等を行う。一次下請の場合、会社により、職長と呼ぶ場合と呼ばない場合がある。 ・現場作業を担当する職長(主任技術者を兼務することが多い)は、作業があれば現場に常駐し、技能労働者を指導監督。 ・マネジメントを行う1次下請の主任技術者が非専任の場合、現場作業を担当する2次下請の職長が元請と日々の作業について打合せを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1次下請までが多く、主任技術者兼職長を配置。作業内容や手順はほぼ同様であり、個別に施工要領書は作成しない場合が多い。現場に常駐し技能労働者を指導監督する職務がメイン。 	土木一式<大～小規模>と同様
④ 施工体制 (下請の横の広がり)	<ul style="list-style-type: none"> ・一次下請は、工事内容・規模・工期により異なるが、大規模な道路工事の複数年工期では100社以上の例もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一次下請で2～5社程度(区画線、路面切削等)。元請自ら舗装工を行う場合あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補修内容にもよるが、一次下請は5～10社程度(足場、塗装、舗装、補修など)。
⑤ 施工体制 (下請の重層化)	<ul style="list-style-type: none"> ・下請は、二次下請までが多いが、大規模工事では三次下請の場合もある。 ・①一次下請がマネジメントを行い、二次下請が現場作業を担当する場合が多い。②一次下請に専門分野の工事も含めると、二次下請がそのマネジメントを行い、三次下請で現場作業を担当することとなる。 ・現場作業を担当する下請が自社で技能労働者を確保できない場合、下位下請が現場作業を担当する。その場合の下位下請の職長の職務は上位下請の職長が行っている場合あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・下請は、一次下請までが多い。 ・工事毎で工事内容にあまり違いが無いため、下請は概ね固定されている。 ・元請がAS合材等の資材を調達し支給する場合が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・下請は、二次下請までは一般的。 ・一次下請はマネジメントを行い、二次下請が現場作業を担当する場合が多い。資材は元請が支給する場合もあれば、下請で調達する場合もある。
⑥ 元請、一次下請における技能労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・元請、一次下請には技能労働者を配置していない例が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一次下請に技能労働者を配置する場合が多く、元請に配置する場合もある。 	土木一式<大～小規模>と同様

施工体制、技術者の職務等(工事類型毎に整理)

	建築新築 <大～中規模>	建築改修 <中～小規模>	規格化された住宅 <小規模>
① 元請の現場の技術者の体制	土木一式<大～小規模>と同様 ・大規模工事の補助技術者の分担は、まず建築と設備に分かれ、建築を工事内容等で分担することが多い。	建築新築<大～中規模>と同様	・非専任工事(戸建・小規模低層集合住宅): 監理技術者が主任技術者が、10棟程度の工事を兼務。 ・専任工事(一定規模以上の低層集合住宅): 監理技術者が主任技術者1名。ただし、非専任工事と業務量は変わらない。10棟程度を兼務する補助技術者を配置する場合あり。
② 監理技術者の職務	土木一式<大～小規模>と同様 ・工事監理者への報告で特別資料作成等が発生することは少ない。(工程の進捗や工事写真による施工報告程度)	建築新築<大～中規模>と同様 ・入居者が居ながらの改修では、安全確保のための計画が重要であり、技術力が求められる。	・監理技術者は、近隣対応や発注者対応が多い。 ・施工マニュアルや基準類が整備されており、施工計画は場重計画等に限られる。 ・工程管理と工場製作・搬入がシステムで連動しており、工程調整・資材の手配に時間を要しない。また、下請の手が空かないよう、複数の現場で工程等を調整。 ・品質管理はチェックシートなどが用意され、施工報告にも時間を要しない。同様の品質管理を繰り返し行っている。 ・技術者の専任が不要な戸建住宅をベースにシステムが整備されている。
③ 下請の主任技術者	土木一式<大～小規模>と同様	土木一式<大～小規模>と同様	・マネジメントを行う下請の主任技術者は、システムによる工程管理、要所の立会い確認等を行う。 ・現場作業を担当する主任技術者(職長を兼務することが多い)は、作業があれば現場に常駐し、技能労働者を指導監督。 ・規格化された住宅の複数の現場の工事を担当。複数の現場の工程が重ならないよう調整されている。
④ 施工体制 (下請の横の広がり)	・一次下請は40社程度。 ・大規模になると、一次下請にいくつかの専門工事をまとめて出す場合あり。その場合、	・中規模工事: 一次で30社程度。 ・小規模工事: 一次で10～15社程度。	・一次下請は、住宅本体の主な工事をまとめて1社が担当し、他に電気工事や衛生工事などを別に出す場合は6～10社程度、住宅本体をまとめず、工種毎に下請に出す場合は10～30社程度。
⑤ 施工体制 (下請の重層化)	・下請は、工種によって異なるが、二次～五次程度となる。役割分担は、土木一式<大～小規模>と同様 ・電気工事や空調衛生工事など、専門分野の工事をまとめて担当する場合が多く、下請次数が高くなる。	建築新築<大～中規模>と同様	・下請は、二次下請までが一般的。 ・住宅本体の主な工事をまとめて担当する一次下請はマネジメントを行い、二次下請が現場作業を担当。
⑥ 元請、一次下請における技能労働者	土木一式<大～小規模>と同様	土木一式<大～小規模>と同様	・元請には技能労働者を配置していないが、一次下請には配置する場合がある。

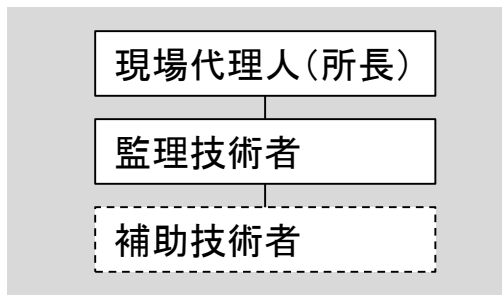
①元請の施工体制

○元請の体制

- ・**会社の支援**として、工事着手前の施工計画等の検討、定期的な進捗状況、コスト管理状況等の確認、安全パトロール、自主検査、資材や労務調達の支援等を行う(会社により対応は異なる)。
- ・大規模工事では①現場代理人(所長)+監理技術者、小規模工事では②現場代理人(所長)兼監理技術者の場合が多いが、③監理技術者(所長)+現場代理人の場合も見られる。
- ・大規模工事は、現場代理人と監理技術者の間に副所長等を配置する場合あり。

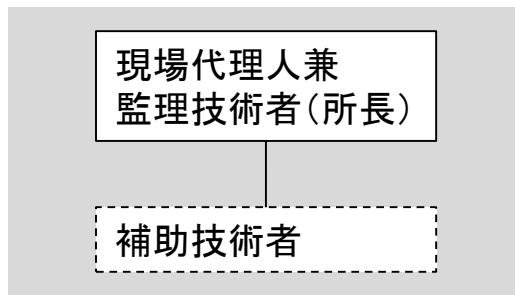
①現場代理人(所長)+監理技術者

大規模工事で多く見られる体制。所長が現場代理人で対外対応やコスト管理も含めた現場の責任者、その下に技術上の管理を行う監理技術者を配置。



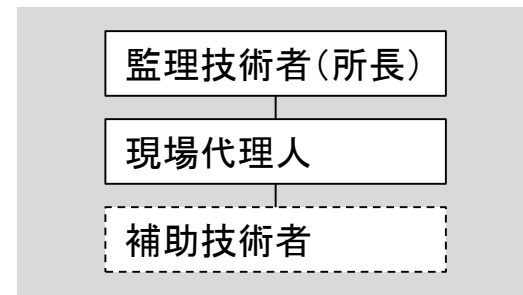
②現場代理人兼監理技術者(所長)

小規模工事で多く見られる体制。必ずしも現場代理人の業務と監理技術者の業務を明確に分けて対応していない。この体制を標準的な体制とする社もある。



③監理技術者(所長)+現場代理人

公共工事の入札を念頭に、実績の少ない技術者に現場代理人として配置し、所長は監理技術者として配置。この体制を標準的な体制とする社もある。



○その他、工事類型による特徴等

- ・**舗装改修工事**では、元請が自社の技能労働者を配置し一部の現場作業を担当する場合があり、元請の主任技術者が技能労働者に現場作業の指導監督を行う場合が見られた。

②元請の監理技術者等の職務

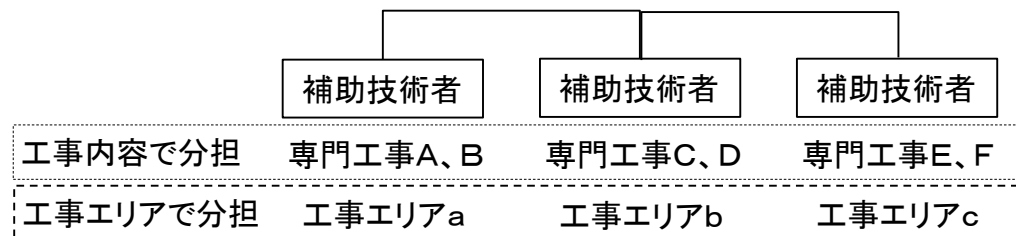
○元請の監理技術者等の職務

- ・大規模工事では、監理技術者が工事の技術的な内容に関する職務、現場代理人が契約関連、近隣住民対応、対外的調整等と分担する場合が多い。若い技術者を現場代理人に配置する場合、対外的調整等も監理技術者が対応する場合あり。現場代理人が技術的な内容に関する職務も行っている場合もある。いずれも、元請が現場の責任者として置く所長が技術的な内容も最終判断を行う場合が多い。
- ・工事の規模に応じ、補助技術者を配置し、**工事内容やエリア等で分担**。**建築の新築の大規模工事**については、まず**建築と設備に分かれ、更に建築を工事内容等で分担**することが多い。

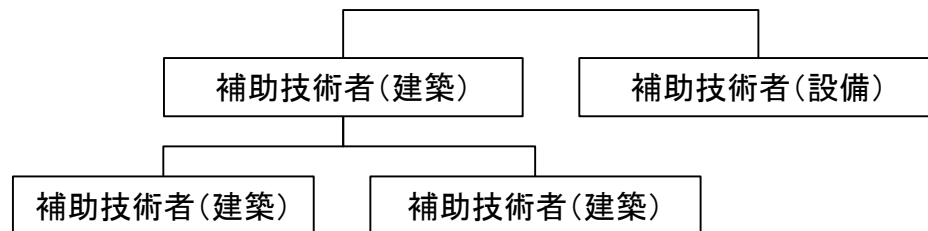
<現場代理人と監理技術者の職務分担>

	大規模工事に多い分担	若い現場代理人配置の場合の分担	その他
現場代理人	契約関連、近隣住民対応、対外的調整等	監理技術者の職務は工事の技術的な内容に関する職務だが、現場代理人の職務も監理技術者が対応することが多い	監理技術者の職務は工事の技術的な内容に関する職務だが、現場代理人と明確には分担されず、現場代理人(所長)が全体を見ていることが多い
監理技術者	工事の技術的な内容に関する職務		

<補助技術者の職務分担>

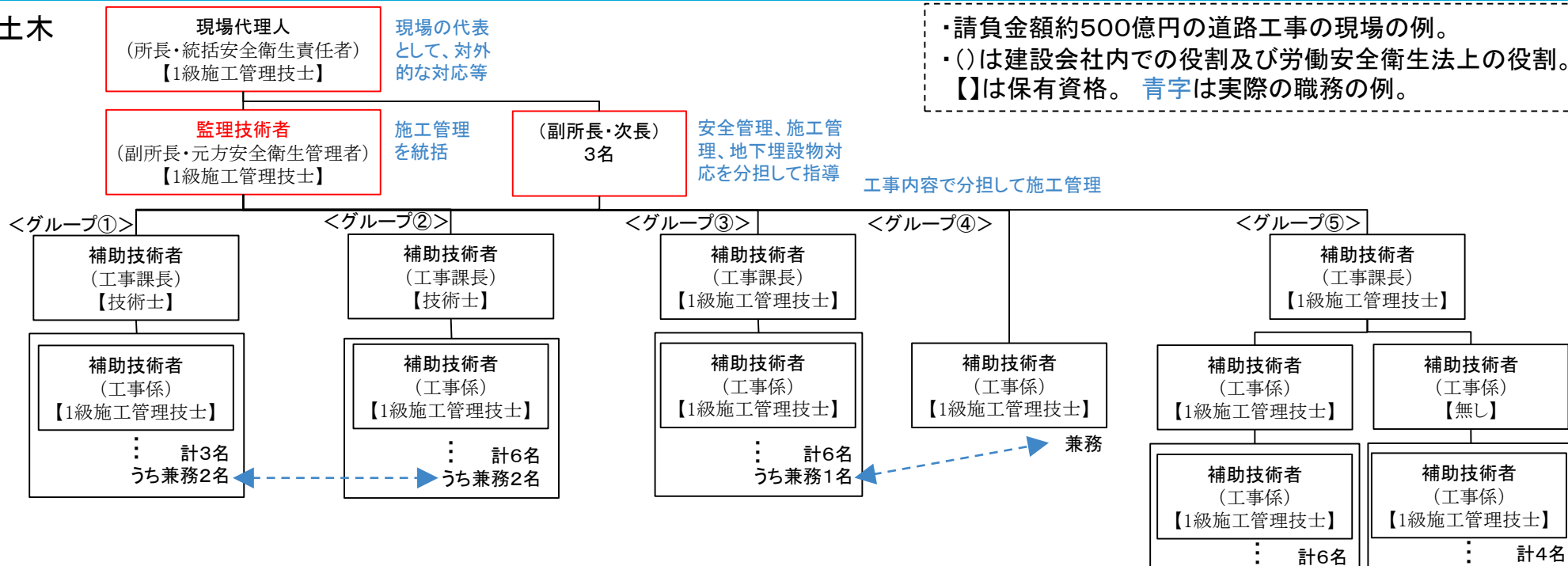


<補助技術者の職務分担 (建築新築:大規模)>

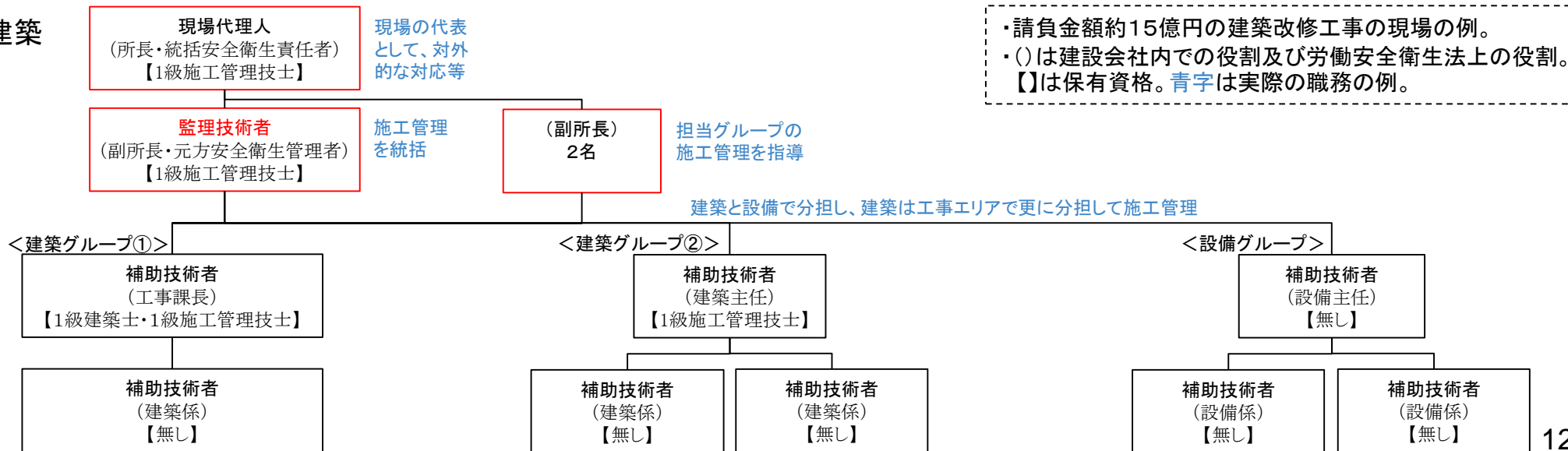


元請の施工体制の例

土木



建築



② 監理技術者等の技術的な判断等

○ 監理技術者等の現場での技術的な判断

- ・出来映えなどの品質管理については、現場でないと判断が難しい。
- ・設計図書だけでは工事はできないため、仮設計画などの施工方法を現場の状況を踏まえて検討する必要があり、高い技術的判断を求められる。
- ・施工計画どおりにならなかった場合（例えば基礎工事で計画どおりの地耐力が出なかった場合など）、速やかに次の対応をどうするかなどの技術的判断を行う必要がある。
- ・地面の掘削を伴う工事は、工事に支障となる埋設管等が想定外に発生する場合があります、所有者の特定、関係機関との協議等によりその取扱いを確定させなければ工事が進められないため、これらの対応のための速やかな技術的判断が必要。
- ・一定規模以上の工事では、複数の専門工事が錯綜しているため、複数の下請を集めて一度に調整を行うことが必要となる。
- ・1つの判断にも、品質、安全、工程、コストなどの様々な切り口からバランスのとれた高度な技術的判断が求められる。
- ・土木工事においては、日々、出来形や品質管理のため、測量や試験などを行う必要があり、元請の立会いが必要となる。
- ・建築改修工事では、入居者の安全確保のための計画や取壊し時の不測の事態への対応に高度な技術的判断が求められる。
- ・橋梁補修工事では、工事着手前の調査、必要に応じ工事内容の見直しの提案、仮設計画等に高度な技術力が求められる。
- ・舗装工事では、基本的には同じ作業の繰り返しであり、現場での技術的な判断が必要な場面は多くないが、交通規制を行いながらの作業が多く、苦情への対応等が求められる。
- ・規格化された住宅では、本体工事が始まると、現場での想定外の事態はほとんど発生しないが、工場製品の組み立てではない基礎工事や、個々の敷地形状等を踏まえた材料搬入や揚重の計画が必要となる。

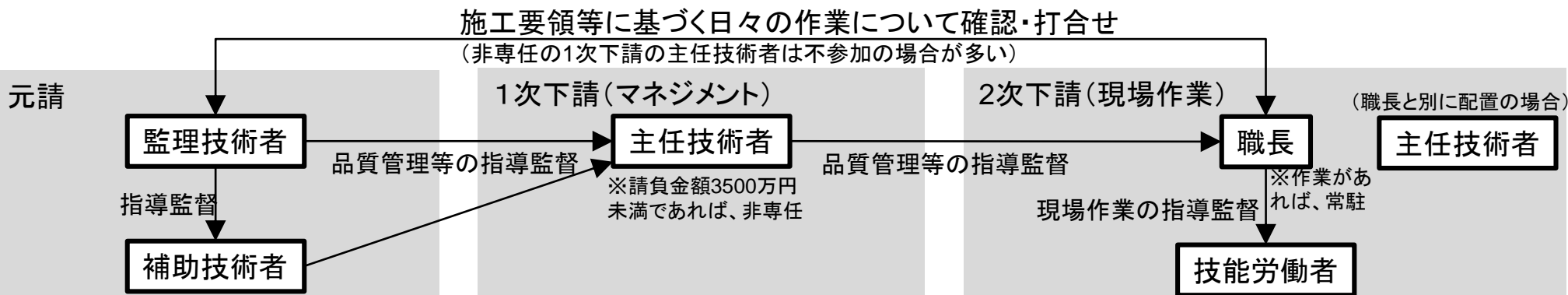
○ 技術者を現場に配置する意義

- ・現場では様々な調整事項が発生しており、その都度、監理技術者の判断が求められるが、電話やメールによる連絡では伝わらない内容も多く、現場でものを見ながらの調整が必要なもの、あるいは複数の下請との調整が必要なものが多い。
- ・その都度、監理技術者が現場で判断しないと、現場の作業が進まず、工程も目途が立たないため管理が困難となる。
- ・非専任の規模の工事でも、監理技術者が専任している工事はある。また、現場を不在にする際には、補助技術者を配置し、難しい場合は現場を止めるといった対応も見られる。

③ 下請の主任技術者

○下請の主任技術者等の役割

- ・下請には、上位でマネジメントを行う下請と、その下で現場作業を担当する下請がある。
- ・**マネジメントを行う下請の主任技術者**は、**施工要領の作成や工程管理、要所の立会い確認等**を行う。主任技術者1名のみ配置が多い。一次下請の場合、会社により、**職長と呼ぶ場合と呼ばない場合がある**。
- ・**現場作業を担当する下請の職長**(主任技術者を兼務することが多い)は、**作業があれば現場に常駐し、技能労働者を指導監督**する。職長が主任技術者要件を満たさない場合、**職長と主任技術者は別の者となる**。なお、**現場作業のみを行う下位の下請では、施工要領等の作成は行わない**。
- ・マネジメントを行う1次下請の主任技術者が非専任の場合、現場作業を担当する2次下請の主任技術者も非専任であり、1次下請の主任技術者が作成した施工要領等に基づき、2次下請の**職長が元請と日々の作業について確認・打合せ**を行い工事を進めている場合が多い。
- ・建築(新築)工事は、1フロア当たりの作業が数日で終わり、1フロアが3週間で立ち上がるのであれば3週間毎に数日作業する繰り返しとなり、多くの現場を掛け持たないと成り立たない業種がある。



○その他、工事類型による特徴等

- ・**舗装改修工事**では、1次下請までが多く、主任技術者兼職長を配置する場合が多い。作業内容は工事毎にほとんど違いがなく、個々の施工要領書は作成しない場合が多い。現場に**常駐し技能労働者を指導監督する職務**がメイン。

④⑤下請の施工体制、⑥技能労働者

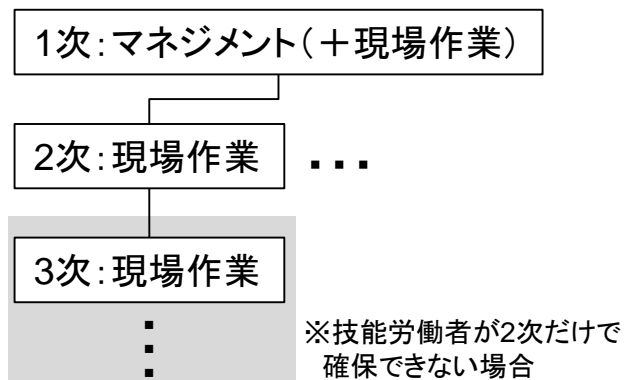
○下請の施工体制(横の広がり)

- ・1次下請は、工事内容、規模、工期、元請の考え方等により異なる。
- ・今回のヒアリングにおいて、土木では、複数年工期の大規模な道路工事で、1次下請が150社超、2次下請で200社超の例もあった。建築では、大規模な新築で、1次下請が80社程度、2次下請が250社超の例もあった。(2次で横の広がりが最大)

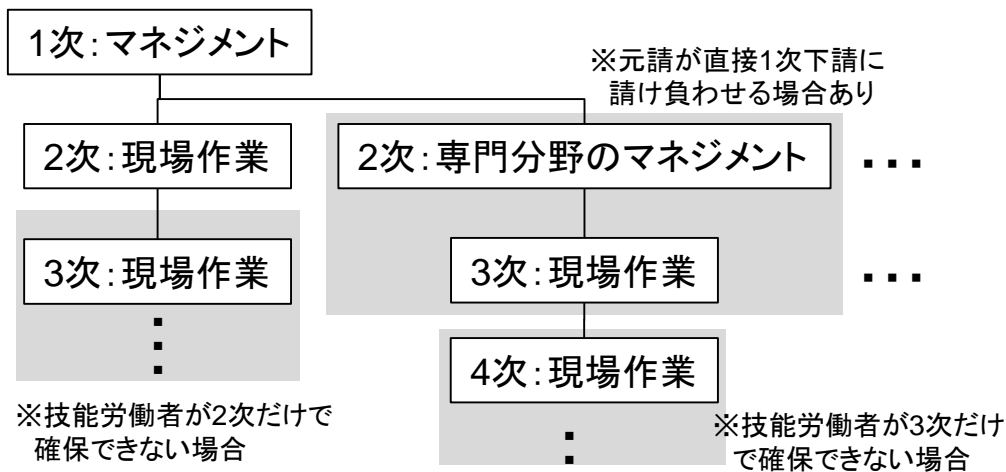
○下請の施工体制(縦の重なり)

- ・今回のヒアリングにおいて、土木では、2次下請までの業種が多いが、大規模工事では3次下請までの場合もあった。建築では、業種によって異なるが、5次下請までの場合もあった。電気工事や空調衛生工事などで、業種の中の一部の専門分野を専門業者がマネジメントを行う場合には、下請次数が高くなっている。(例:電気工事の発電機設備、オイルタンク等)
- ・役割分担としては、土木、建築ともに、①1次下請がマネジメントを行い、2次下請が現場作業を担当する場合が多い。②1次下請が請け負った範囲に専門業者がマネジメントを行う専門分野が含まれる場合、専門分野のマネジメントを行う2次下請、その現場作業を担当する3次下請という体制となる。現場作業を担当する下請が自社だけで技能労働者を確保できない場合、下位下請も現場作業を担当する体制となる。

○下請間の業務分担 ①



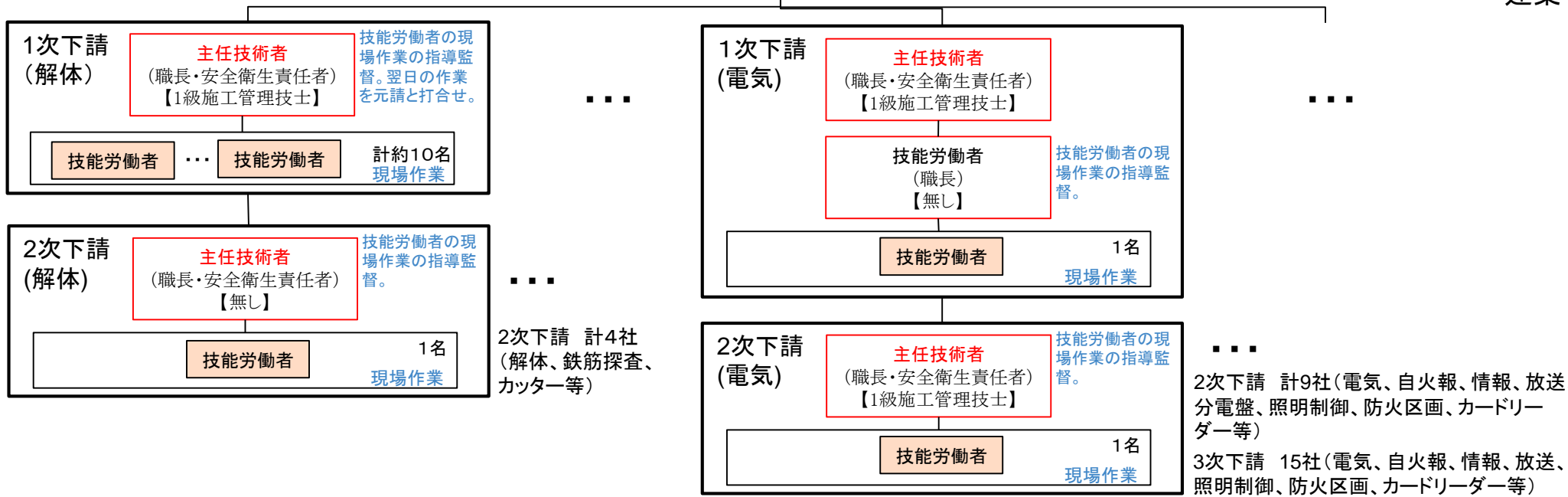
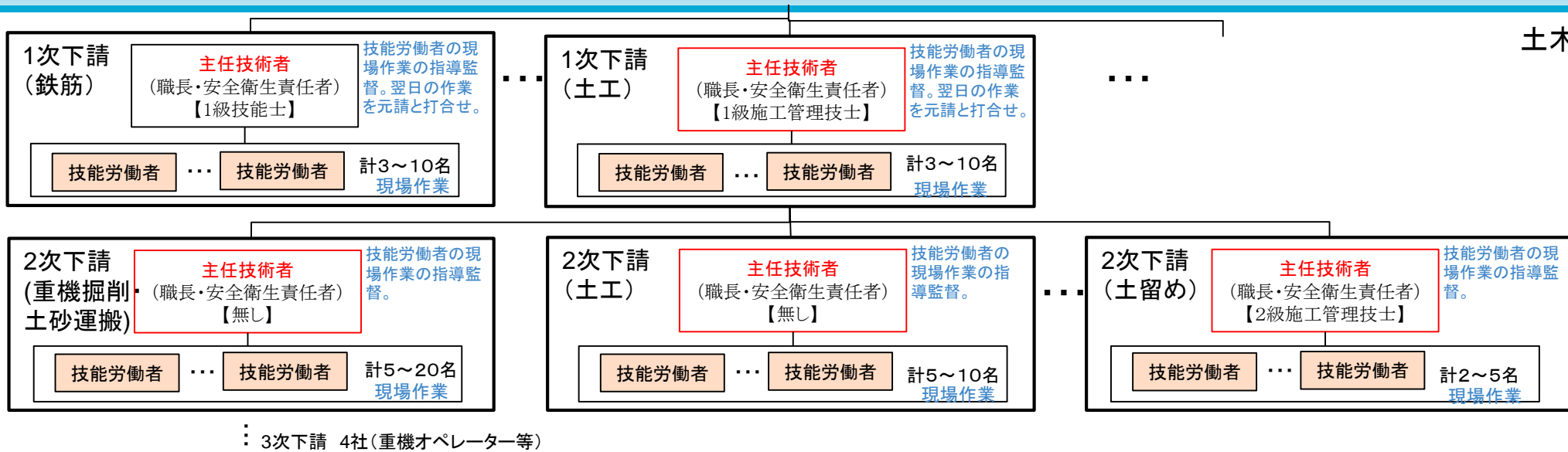
○下請間の業務分担 ②



○技能労働者

- ・今回のヒアリングでは、元請に技能労働者を配置していたのは専門工事である舗装改修工事のみ。

下請の施工体制の例



⑦その他

- ・(建築)主任技術者の専任は書類上だけになっているのではないかと。実際、守られていないのではないかと。
- ・(建築)主任技術者を専任で配置できるほど支払ってもらっていないので、配置は難しいのではないかと。支払ってもらえれば配置できるのではないかと。
- ・同じ工種で下位下請に現場作業を請け負わせる場合、下位下請の主任技術者の必要性は感じられない。
- ・(土木)下請業者に専任できる主任技術者がいない場合、専任要件を外すために請負金額を調整したりする場面があるのではないかと。
- ・(土木)下請の主任技術者の専任義務を廃止したとしても、土木では新規業者の参入ということにはつながらないと思う。簡単には入ってこれない。
- ・(建築)1次下請の番頭(複数の現場を統括する者)が巡回して管理すれば、主任技術者が専任しなくても問題なく管理できる。
- ・(土木)下請に職長と主任技術者を兼務できる者の配置を求めている元請もあった。
- ・(建築)現場によっても違うと思うが、職長と主任技術者の兼務の割合は概ね6、7割程度ではないかと。
- ・元請としては、技能労働者を配置する下請には主任技術者というより職長が必要。
- ・(建築)職長とは別に配置される主任技術者は、資格はあるが現場を任せられない場面がある。職長は資格はなくても現場を任せられる者を配置する。
- ・(建築)主任技術者の実務経験のチェックが十分にされず、要件を満たさないで配置されている場面もあるのではないかと。

施工体制や技術者の職務等の違い

○地方部と都市部の違い

(元請の自社の技能労働者)

- ・舗装改修において元請で技能労働者を配置しているものはあったが、舗装改修以外では、地方部においても、元請が技能労働者を配置するものは、見当たらなかった。

○「土木」・「建築」・「規格化された住宅」の違い

(会社の支援等)

- ・規格化された住宅の会社の関わりは土木・建築に比べて高く、土木・建築については、会社の規模が大きいほど関わりが高い。土木と建築での違いは特に見られない。

(技術者の職務)

- ・規格化された住宅や土木(舗装改修)は、技術者の職務が少ない。土木と建築での違いは特に見られない。

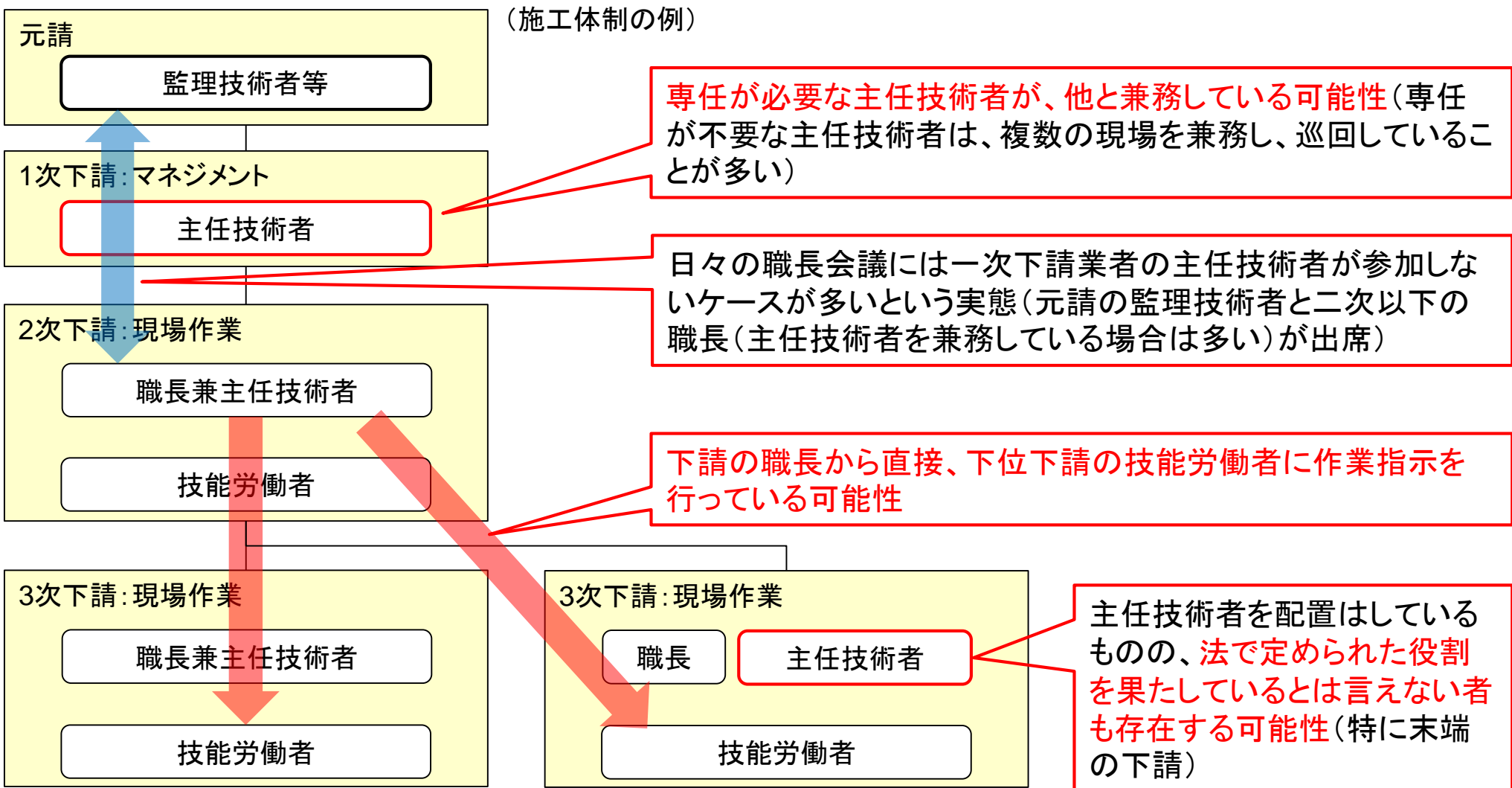
(横の広がり、重層化)

- ・土木に比べて建築の方が横の広がりも重層化も大きい。土木(舗装改修)は下請の工種が少なく、ほぼ1次下請まで。

○土木と建築、都市部と地方部、公共発注と民間発注などに分けて分析したが、それぞれ規模等に
応じた異なりはあるものの、明らかに特性として異なるという特筆すべき内容は無いことが確認
⇒ 制度設計については、全て共通のものとしての基本形となる制度を検討する

現場の実態が制度の趣旨とは異なっている点

○明らかな違法行為とまでは言えなくとも、制度の趣旨とは異なっている実態・可能性が何点か確認



○制度の考え方(背景)を整理することが必要

⇒ 建設業における全ての契約関係が「請負契約」をベースにしている考え方(背景)を整理

職業安定法(昭和22年11月30日法律第141号)(抄)

第4条(定義)

1~5 (略)

6 この法律において「労働者供給」とは、供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいい、労働者派遣法第2条第1号に規定する労働者派遣に該当するものを含まないものとする。

7~10 (略)

第44条(労働者供給事業の禁止)

何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。

第45条(労働者供給事業の許可)

労働組合等が、厚生労働大臣の許可を受けた場合は、無料の労働者供給事業を行うことができる。

職業安定法施行規則(昭和22年12月29日労働省令第12号)(抄)

第4条(法第4条に関する事項)

労働者を提供しこれを他人の指揮命令を受けて労働に従事させる者(労働者派遣法第2条第3号に規定する労働者派遣事業を行う者を除く。)は、たとえその契約の形式が請負契約であっても、次の各号のすべてに該当する場合を除き、法第4条第6項の規定による労働者供給の事業を行う者とする。

一 作業の完成について事業主としての財政上及び法律上のすべての責任を負うものであること。

二 作業に従事する労働者を、指揮監督するものであること。

三 作業に従事する労働者に対し、使用者として法律に規定されたすべての義務を負うものであること。

四 自ら提供する機械、設備、器材(業務上必要なる簡易な工具を除く。)若しくはその作業に必要な材料、資材を使用し又は企画若しくは専門的な技術若しくは専門的な経験を必要とする作業を行うものであって、単に肉体的な労働力を提供するものでないこと。

2 前項の各号のすべてに該当する場合(労働者派遣法第2条第3号に規定する労働者派遣事業を行う者を除く。)であっても、それが法第44条の規定に違反することを免れるため故意に偽装されたものであって、その事業の真の目的が労働力の供給にあるときは、法第4条第6項の規定による労働者供給の事業を行う者であることを免れることができない。

3~5 (略)

建設業法(昭和24年5月24日法律第100号) ※制定当時の条文

第1条(目的)

この法律は、建設業を営む者の登録の実施、**建設工事の請負契約の規正**、技術者の設置等により、建設工事の適正な施工を確保するとともに、建設業の健全な発展に資することを目的とする。

第18条(建設工事の請負契約の原則)

建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。

第19条(建設工事の請負契約の内容)

建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従って、契約の締結に際して左の各号に掲げる事項を書面により明らかにしなければならない。

一～十一 (略)

第25条(請負契約とみなす場合)

委託その他何らの名義をもってするを問わず、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約とみなして、この法律の規定を適用する。

第34条(建議及び勧告)

1 (略)

2 中央建設業審議会は、建設工事の標準請負契約約款を作成し、及びその実施を勧告することができる。

労務供給が主であった建設業者

建設業法創設時(戦後直後)においては、多くの土木工事が直営工事で行われて、建設業者の主な役割は労務供給とされていた。

(昭和22年1月には職業安定法が施行され、労働者供給事業は全面禁止にされた。)

第5回国会衆議院 建設委員会会議録(昭和24年5月9日)

○進藤武左衛門参考人(日本発送電株式会社副総裁、経済団体連合会理事)

(略)日本の現在の請負業は、技術を主とするというよりも、人の労力を主としたものが相当に多いようでありまして、(中略)。そこで、今後の建築業の内容は、更に技術を十分持ちまして、工事の機械等も整備しまして、また技術を実施する組織をがっちりするというふうな、つまり工事請負業が注文する人の企画、あるいは資金資材の調達の上に立ちまして、工事に対しましては全責任をもって設計も施行をできるような方向に、ぜひ行くべきである、こういうふうを考えておるわけであります。

「鹿島建設一百四十年の歩み」より

戦前、建設業者は固定資産、原材料等をほとんど所有せず、極端に言えば、労働力を調達して工事を請負うだけ、といった面が少なくなかった。“労務供給業”などといわれたゆえんである。機械、材料でさえ施主持ちなら、技術も施主依存で自主性に乏しかった。

直轄工事の直営から請負への変遷

第34回国会衆議院 建設委員会会議録(昭和35年3月2日)

○二階堂進委員

(略)建設関係の事業費を調べてみましても、直営と請負の比率というものは、昭和28年度におきましては直営が61%、請負が39%、昭和29年度におきましては、同じく比率が59%と41%、30年度が61%と39%、31年度が59%に対し41%、32年度が55%に対して45%、こういうふうになっておりますが、昭和33年度以降におきましては直営が40%に対して請負が60%、なおまた34年度におきましては、実際の締めくりはまだできていないと私は思いますが、大体の推定は、直営が35%に対して請負が65%、こういうふうな傾向になっておるように出ておるわけでありませう(略)

○村上勇建設大臣

(略)旧内務省時代には、ほとんどもう内務省土木局というものは、全部直営、絶対に請負業者というものを入れないでやって、施行して参っておりました。昭和15、6年になって、関門トンネルと横須賀の国道トンネルというようなもの、これを業者に渡したのが、内務省土木局というものが土建業者に仕事を請け負わした初めのように私ども聞き及んでおります。なぜ、そういうことであつたかと申しますと、当時の仕事の進捗等がさほど経済基盤にも大きな影響がなかつたせいもあつたらうし、また土建業者の技術というものが、信頼に足るだけの業者がたくさんいなかつたというせいもあつたらうと思ひます。従つて、技術を誇る当時の内務省土木局としては、どうしてもこれは直営で施工するんだということで、ある年代までそういうことになっておりました。しかし、その後非常に土建業者の技術がみがかれてどうしてももう監督がなくても絶対に手抜きなんかしないというような、非常に責任を持った良心的な業者が出て参りました。また事業の非常な膨大というようなことから、定員等の関係もあつて、どうしてもこれは直営だけではやれないということから、ついにだんだんと業者に請け負わせるようになったのであります。第一、予算の面から申しましても、業者の施工する方が直営よりも安く上がるということ、それから速度、いわゆる工事竣工の期間が非常に早い。これはもう安く、早く、よく——よくという点については、これはいい仕事は、やはり直営と良心的な土建業者の仕事は、必ずしも私はどっちがいいとか悪いとかいふことは言い得ないと思ひます。従つて、早く安く、よくという、この三つが全くいわゆる国の要請にこたえるようになりましたので、だんだんとめんどろな、しかも高くかかるような直営事業というものを請負に切りかえてきておる。こういうように私は思つて、今かりに、たとい直営が30%、あるいは請負が70%であつても、これは妥当なあり方であらう、かように思つておるのであります。(略)

特に大きな問題が「片務性、封建性」

第5回国会衆議院 建設委員会会議録(昭和24年5月9日)

○川島武宜参考人(東京大学法学部教授)

従来の建設契約時に官庁との契約が非常に片務的なものであるという点は、誠に奇妙な現象でありまして、およそ民主主義日本にあり得べからざる奇妙なことであります。その原因をここで一々申し上げることも無いのですが、それは従来の官庁の特殊な地位と、また業者の特殊な地位、あるいは経済的な事情から来ておるわけでありまして、これを何とかして、やはり正しい意味での双務的な平等者間の契約にすることが、建設業の正しい発達のために非常に必要だと私は考えておる次第であります。そこで第18条の規定は、私は非常に結構な規定だと思うのであります……

「土建請負契約論」(川島武宜、渡辺洋三、昭和25年)

土建請負契約においては、

○概念的法的視点ではなく、法社会学的視点で見ると、形式的には近代的な双務契約の形をとっているが、現実においては、上級者・下級者、支配者・服従者の間の、「封建的な一種の権力関係」が見られる。

○このため、「両当事者は不平等な立場で—すなわち注文者は支配者の立場で、請負者は服従者の立場で—その義務を負い、その立場に応じて、義務の性質が異なるとともに、その履行を保証する強制の態様も異なる、という意味においては、『片務契約』にほかならない。」

片務契約の中でも特に大きな問題とされたのが、「危険負担」の問題

第5回国会参議院 建設委員会会議録(昭和24年5月11日)

○牧瀬幸参考人(土木工業協会、鹿島建設顧問)

従来非常に片務的であった契約の例をとりますれば、天災、不可抗力の場合、如何なる天災があろうとも、如何なる不可抗力も、一切の責任を請負人に負わせた。注文者の都合によって工事を中止しても、その損失を請負人に補償しなかった。

「民法(債権関係)の改正と建設業界への影響(11)」(建設経済研究所レポート 2011年11月、服部敏也総括研究理事)

戦前は、日清、日露、第一次大戦と度々戦争があり、経済恐慌やそれに伴う金融情勢や物価の激変も度々あり、また関東大震災などで明らかなように国土は災害に弱く、当時の技術水準では工事の施工能力も限界があったと思われるので、大規模な公共土木工事のリスクは巨大であったろう。

これに対して、当時の発注者のスタンスは、原則として「受渡前に生じたる損害はすべて乙の負担とする」(当時の内務省契約条項)であった。そもそも請負契約は仕事を完成し引き渡すことと、報酬の支払いが同時履行関係になるのだから、引渡前のリスクは請負人が負うことは法律上当然としていたのであろう。

民法632条 (請負)

請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

民法633条 (報酬の支払時期)

報酬は、仕事の目的物の引渡しと同時に、支払わなければならない。ただし、物の引渡しを要しないときは、第六百二十四条第一項の規定を準用する。

民法624条 (報酬の支払時期)

1 労働者は、その約した労働を終わった後でなければ、報酬を請求することができない。

2 期間によって定めた報酬は、その期間を経過した後に、請求することができる。

封建的、片務的な契約から脱却し、建設業の近代化へ

内山尚三（法政大学法学部教授）× 飯吉精一（建設評論家）

戦後、経済安定本部がご承知のようにGHQの窓口になったんですが、ある時GHQから「日本の公共工事は全部直轄工事にせよ」という指令が出たんだそうです。で、いろいろ調べてところ、GHQは「日本の請負業は日本の民主化のガンだ、日本を民主化するためにはまず請負制度をなくさなければいけない」と言っているということがわかり、「これはえらいことになる。GHQの日本の建設業の見方は間違っている。日本の建設業は暴力団の組織のようなものではないということを早く相手に理解させなければならぬ」ということで実態調査をすることになって、建設工事施工制度調査協議会というのが経済安定本部に設けられ調査が行われました。

ちょうどその頃、私は川島武宜先生の研究室にいて労働関係を担当しましたので、中央職業安定審議会土建部会の専門委員長としてコレットとわたりあったり、建設業法の制定にも関係したりしました。

GHQの調査をしていた時に意見が分かれて、GHQの言うように直轄工事にして請負制度を認めないようにすべきであるという考え方と、逆に請負業を近代化して戦前のような労務の管理だけではなくに技術や機械も業者にもたせるべきであるという意見が対立しましたが、結局後者の主張が通ったわけです。だから、建設業法には2つの面があるんです。一つは、戦後小さな業者が雨後の竹の子のように出てきた。そして、そういうわけのわからない業者が前渡金をもらって逃げてしまうことがあったりするものですから、そういうものを取り締まらなければいかんという面と、もう一面では建設業を近代化していかなければいかんという面がある。ですから、建設業法18条には危険負担などいろいろな面で対等な関係にしなればいかんということがうたってあります。

－「建設業界」1979年3月号

双務契約を図る観点からの建設業法制定

以上の問題意識を踏まえ、双務契約を図る観点等から建設業法を制定
民法上の請負をそのまま適用するものではなく、これに補充的な規定を設けたもの

第5回国会衆議院 建設委員会会議録(昭和24年5月4日)

○益谷秀次建設大臣(建設業法提案理由説明)

建設事業は公共の福祉に至大の関連のある産業でありますとともに、ことに現下におきましては、國民經濟の再建に重要な責務を有しております関係上、國、公共團體の工事予算、あるいは民間の工事量も龐大な金額を示しております。これら建設事業の施工は、建設業者に負うところ大なるものがありますが、元來建設工事は、その良否が施工過程の適否に依存するところ多く、かつ建設業者には、高額の前拂金が支給されることが多いとともに、建設業は、工事施工に際し、人的色彩が濃い企業である特殊性を考えますとき、これを施工する業者の資質はまことに重要なものと申すことができますのであります。しかるに、終戦後における建設業者の濫立と、近時における經濟事情の逼迫に伴う經營難、資金難等により、現在建設業界には幾多の弊害を生じておりますとともに、**現行の請負契約には種々不合理な点が存し、工事の適正な施工を阻害している状況であります。**これらの現状を放任いたしますときは、建設事業の適正な実施及びこれが強力な推進はとうてい望みがたいものと思料されますので、ここに建設業者の登録の実施、**請負契約の規正**、技術者の設置等を内容とする建設業法案を提案いたしまして、建設工事の適正な施工の確保と建設業の健全な発達に資し、公共の福祉に寄與せんとするものであります。

以上の趣旨に則りまして、この法律の大綱と致しましては、まず第一に……

第三に請負契約の規正であります。前述の通り、建設工事の請負契約には多分に不合理な点がありますので、これが合理化を図りますとともに、建設工事の特殊性に鑑みまして、民法の「請負」に関する若干の補充的な規定を設け、請負契約の公正な履行を確保しようとするものであります。

民法の請負とは異なる建設請負

「現代建設請負契約法」内山尚三著(昭和54年)

建設請負契約の法的性質について若干の考察を試みたい。

建設請負契約は、「従来我が国で判例上請負として問題となった契約を挙げてみれば、賃織だとか沈没船引揚の請負とか公有水面埋立工事の請負とか船舶建造の請負とかもあるが、一番常々問題となっているのは建物の建築の請負である」と述べられているように、請負契約の中心的存在となっている。

ところで、通説は、建設請負契約を純粋な請負としており、民法632条の規定する「仕事完成義務」を、労務供給契約である雇用や委任などと異なるメルクマールとしている。

すなわち、通説は、請負については、労務供給契約の一種であるとしながら、仕事の結果を重視して、一時的債権関係とし、委任及び雇用については、労務共有の面に規定を置いて、継続的債権関係としている。しかし建設請負契約においては、通例注文者と請負人との間に、次のような継続的關係をもっている。

すなわち、第一に、請負と雇用との差異は、前者が独立労働、後者が従属労働という点におかれている。ところが建設請負の実態を見る時、施工に対して注文者の管理(監督・指図・検査)がなされており、請負の性格が変化して、従属労働に近くなる。そのような場合は、請負人の独立性が弱まるだけ雇用的性格が強まっているとみるべきであろう。特に我が国においては公共土木工事などでは注文者と請負人との間に前近代的な身分関係が加わるために、雇用的要素が強い場合が少なくない。

第二に、継続的債権関係とされている委任は、請負と同じく独立的労働であるが、委任は請負に比べて当事者間の信頼関係は強いとされている。しかし建設請負においては完成物の不備や欠陥は容易に発見できない。したがって請負の結果だけを目的にすることができないので、相互の信頼関係が基礎とならざるを得ないのである。

したがって、**建設請負は民法の規定する純粋な請負とは異なり雇用や委任の色彩を含んだ継続的債権関係と考えるべきであろう。**

一判例評論154号(判例時報646号)(1971年)所収(抜粋)

民法の請負とは異なる建設請負

「現代建設請負契約法」内山尚三著(昭和54年)

請負契約は、民法制定の当時と現在では現実が非常に違ってきているから、民法の請負の規定をそのまま建設工事の場合に適用するのは妥当ではない。職人が注文された靴や洋服を作るのと大建設会社が高速道路や超高層ビルを建設するのでは、同じ請負でも実態は著しく異なっている。建設請負では単に仕事を完成することだけでなく完成に至るまでの過程が問題になる。すなわち雇用や委任的な要素が多く存在することになる。建設工事標準約款が、危険負担について発注者負担をとっているのは、現在の建設工事の実態を踏まえて、民法の原則を修正したものと思われる。

－演習法律大系5演習民法(債権(35))(1972年)所収(抜粋)

目標の意味合いの強かった双務契約の規定

当時の法制定は、目標を掲げたものと言える

第5回国会参議院 建設委員会会議録(昭和24年5月11日)

○中田政美政府委員(総務局長)

我々色々と調査致しますと、かなり独断的な、つまりご都合主義的な約款の内容がございまして、これも業界にとりましては、やはり仕方が無いというので甘んじてやる。本当に腹から甘んじたのではなくして、仕方が無いから甘んずるといような向きが、かなり少なくないのでございます。そこでこの18条以下、請負契約の内容をもっと合理的にするようにという、注意規定を設ける趣旨が出てきたわけでございますが、18条に致しましても、これは民法の解釈からいいまして、当然のことであるとも申されましょう。しかしながら請負契約というものが、実際の個々のケースを洗ってみますと、**民法上の双務契約であるにも関わらず、ただいま申し上げたような片務的具体的な約款になっている**。しかしそれにも双方の行為が成立したわけですから、文句の言いようがないではないかといえ、それまでではございますものの、それでは本当の良心的な工事の施工と、また業界の維持育成等から見まして妥当を欠くという、その現実を押さえまして、あえてかような条文を作った次第でございます。19条のごときに致しましても、当然当たり前のことを書いておるのではないかとおっしゃられますれば、確かにそういう点もないではございませんが、しかしながらただいま申し上げたような、**なるべく双務契約の趣旨に合うような請負契約を普及させたいという念願から致しまして**、概ね従来紛争が起こりそうな、また片務的になりそうな現実の情勢を把握しまして、その弊害の起こるような点をここに列挙して、なるべく事前にさようなことの無いように仕向けていこう、こういう趣旨で立案したような次第でございます。

「昭和25年 国土建設の現況」(旧建設白書)

請負契約の規正

中央建設業審議会は、本年3月「建設工事標準請負契約約款」を作成し、その実施を関係各方面に勧告したのであるが、従来、片務性として不合理が指摘されてきた工事請負契約は、この標準約款を使用することにより、**真に対等な立場からの合意に基づく公正な双務契約が実現するものと期待される**。

下請業者についても片務性からの脱却を求める声

片務性の問題は、発注者(特に官庁)と元請業者との関係からの問題意識が多い
元下間にも同様の認識はあったが、具体的な文献等はほとんど見当たらない

第5回国会衆議院 建設委員会会議録(昭和24年5月9日)

○難波元由参考人(日本建設工業協会)

本建設業法は、我々建設業の育成助長のために、また工事の施工の上におきまして完成の責任を負わせるところに、受注者と発注者とが同等の立場において、双務契約のもとに工事ができるようになりましたことは、私らとして誠に意を強くしております。

中小企業を何とかして救っていただきたいのが今の念願しておるところの問題でありますので、これらの問題はさような面において解決していきたい。しかしながら口ではそう申ししてもなかなか昔の慣習が連なっておりまして、容易でないのでありますが、これを何とかして法の根拠をもちまして、お互いが協力、結束して、日本の復興に協力申し上げ、また一般世論からも我々の人格を、いつまでもボスである、あるいは労務供給であるとかそういう観点でなく、法の根拠によりまして、何とかして地位を浮き上らしていただきたい、そうして社会的に地位を確保していただく、かような念願であります。

内山尚三×飯吉精一

ある設備工事業者から長い手紙がきました。それは元請が横暴だということです。それが事実であるならば、元請と職別工事業者・下請業者との間も近代化して共存共栄を図らなければいけないと思います。やはり、下請との関係も建設業者全体の問題として考えていくということにならなければならない。建設業者が発注者からいじめられないようにするためには、自らも職別工事業者に対する姿勢を正し、権利・義務という対等な関係にしなればだめなんじゃないかと思えます。

—「建設業界」1979年3月号

昭和46年の建設業法改正における下請業者の保護の議論においても、「元請と下請間」「下請と下請間」の請負について主眼を置いた議論はほとんど見当たらない

第65回国会参議院 建設委員会会議録(昭和46年2月23日)

○月橋清一参考人(全国建設専門工事業団体連合会会長)

(略)建設専門工事が工事現場で一番困ることは、請負契約を締結するときに予想した施工条件と著しく違った施工条件で工事をしなければならなくなるのが少なくないことである。施工条件が好転したのならばよいが悪化したとき、たとえば急に元請さんの都合で夜間も工事をしなければならなくなった場合、急激に人手を増して工事を仕上げなくてはならなくなった場合など、それだけ夜間手当、急な人集めのための高賃金などを必要とするに至るのであるが、初めに定められた請負価格を変更してもらえないことが少なくない。改正案ではその第二十四条の二で元請が下請の意見をあらかじめ聞かなければならないことになっているが、この条文の趣旨はたいへんけっこうだが、下請が意見を聞かれていろいろ意見を述べても、根本は元請さんの工事完成に協力しなければならないのであるから、損をしてでも御協力することになってしまう。したがって、こういう場合損をしないよう臨機応変に、あるいはスライド式に請負価格が変えられるような措置をしてもらいたいと思う。それがむずかしければ、せめてそのような内容を盛った下請負契約の標準約款を作成して、元請及び下請を強力に指導していただきたいと思う。

○内山尚三参考人

(略)今度の建設業法の改正におきましても目的の中に入っております発注者と受注者の契約の問題であります。この契約は、戦後建設業法が改正され、中央建設業審議会などが設けられまして、標準約款ができましたので、戦前と比べましては非常に進歩しておりますけれども、私どもから見ますと、まだまだ対等な双務的な関係になっていない点があります。これはひいて元請と下請の関係を対等な関係にしないことになり、下請を圧迫することになり、さらにそれが労働力の不足の問題につながっていくわけがあります。

第63回国会衆議院 建設委員会会議録(昭和45年5月8日)

○根本龍太郎建設大臣

(略)それからもう一つ、現状におきましては**大手業者とむしろ下請負、孫請負との関係において、零細企業の人**はかなりの程度大手業者の下請負的役割りを演じておる。これが実際上の国民生活と直結するところの事業であります。ところが、**これが現在の制度では全くの行政的な監督、指導というところにゆだねられておりまして、法律的な規制、制度上のこれがないのです。したがって、現在では親会社というか、親請負との関係は全くの民法上の契約事項にまかされておる。民法上の契約で権限を移譲し、義務を負えば、あとは一切の責任を親会社のほうは実際上負わなくてもいいというような形になっている**ということ自身、大きな欠点があると私は思う。これを改正することによって、親会社そのものの責任を明らかにすると同時に、下請負したものに対する保護もしてやり、同時にまた、受注者に対する一つの保護あるいは保障をするということが必要である。(略)

○川島博政府委員(計画局長)

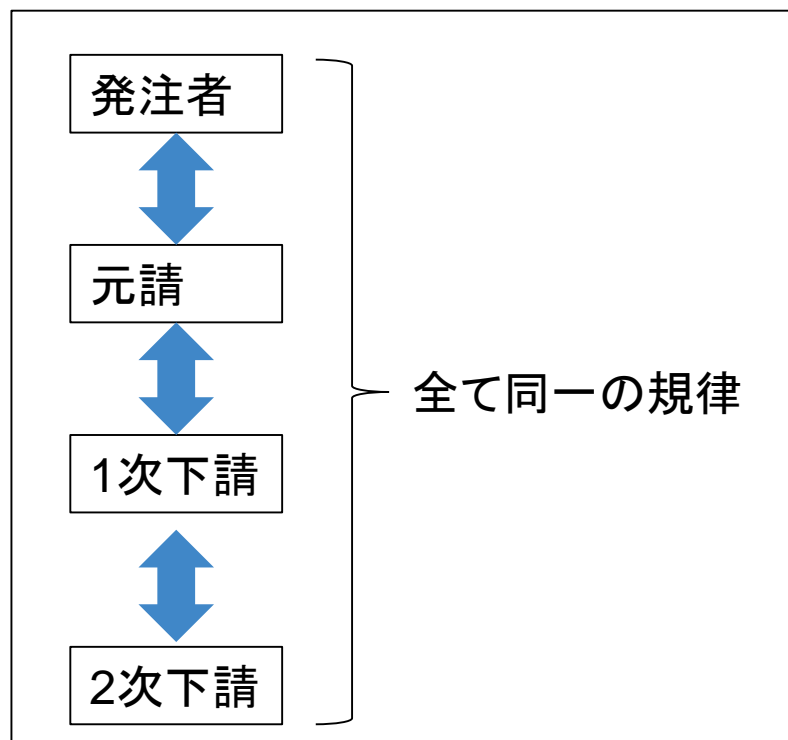
(略)従来は、契約でございまして、**下請関係については何らの定めがなかったわけ**でございまして。ところが今回は、**発注者と元請の間の契約はもとよりのこと、元請と下請、下請と孫請、いずれにつきましても注文者と受注者という関係において建設業が施行される場合には、いずれもこの契約条項を適用する**ということにいたしまして、**両者を完全に対等平等の形で適正な契約を結ばせる**というところにねらいがあります(略)

発注者、元請、下請の規律

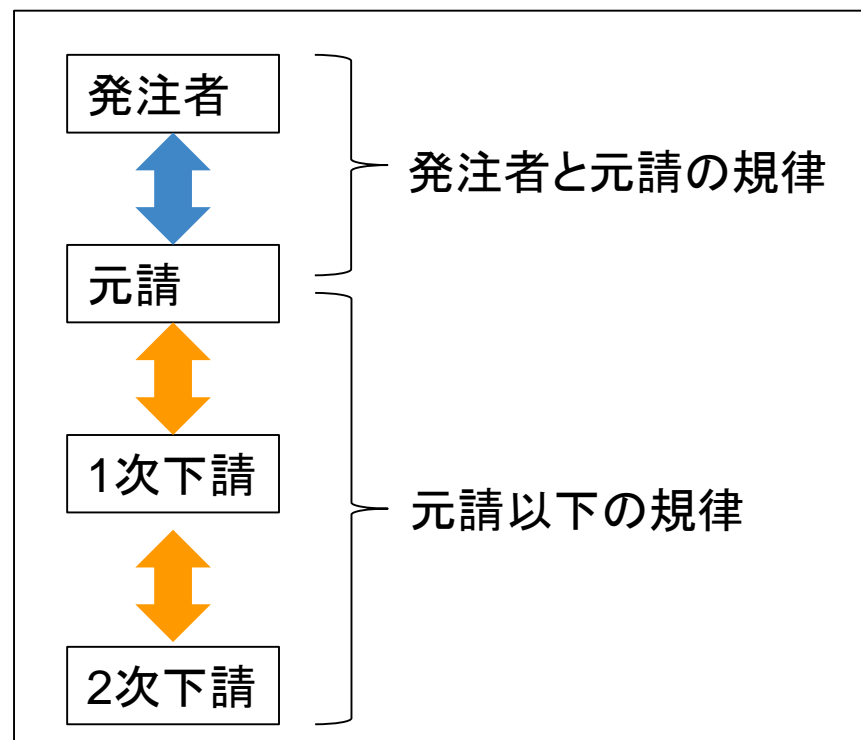
- 当時の契約内容があまりにも片務的であり、近代化を図っていくべきとされた
- 改善の方向として、民法上の請負をそのまま適用することは建設業での請負には合致しないことから、建設業に適した契約(いわば「建設業版の請負契約」)のあり方を構築することとした
- しかしながら、ここでの「建設業版の請負契約」は「発注者と元請」の間を主眼に置かれていたものであり、「元請と下請」や「下請と下請」の間では、さらに形態が異なっていることまではあまり念頭に置かれていなかったものと思われる

○以上の経緯を踏まえると、「発注者と元請」との間の規律と、「元請と下請」「下請と下請」の間の規律について、必ずしも同一の観点で制度設計することは必要無いのではないか

【現状】



【見直しのイメージ】



現場を構成する関係者(技術者・技能労働者)の定義等

○まずは、現場を構成する各種関係者について、その定義や位置づけ(「立場(役割)」なのか「資格」なのか)を明確にする必要がある。

- ・ 監理技術者、主任技術者
- ・ 職長
- ・ 登録基幹技能者
- ・ 現場代理人

「技術者」と「技能労働者」

○まず、「技術者」と「技能労働者」を次のとおり考える。

- ✓ 技術者: 作業(施工)の内容を検討(立案、決定)する者
- ✓ 技能労働者: 作業(施工)をする者

- 施工管理(施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、等)を行うのは「技術者」
- 現場の職人(技能労働者)に対して、
 - ・ 独自の判断で作業内容を変更したり、予定外のことが生じた場合に指示(判断)を行うのは「技術者」
 - ・ 上位の者から言われた指示内容を単に伝達するのは「技術者」とは言えない

※個々人は、必ず技術者と技能労働者のどちらかに分類される、というものではなく、

- ・ ある現場では技術者、別の現場では技能労働者
- ・ ある現場で、技術者と技能労働者の両方の立場になる

ということも当然あり得るものとする。

「主任技術者・監理技術者」

- 「主任技術者・監理技術者」は、現場での立場(役割)を示すもの
⇨現場代理人と同様と言える
- ※「監理技術者資格者証」は、監理技術者(立場)になるために必要な資格を満たしていることを証明するもの

「職長」

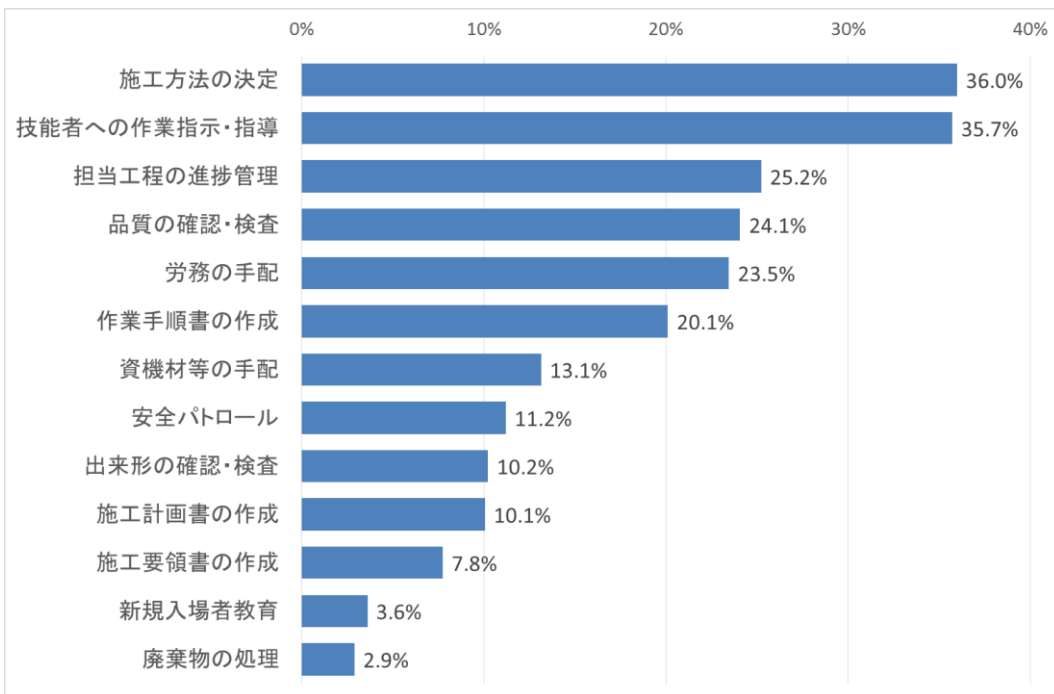
- 「職長」も、現場での立場(役割)を示すもの
- 実際の作業を自らも行うのは、「技能労働者」としての立場
 - 自らが作業は一切行わない場合には、「技能労働者」ではない
- 自らが束ねる職人に対して、必要に応じて自らの判断を交えて作業を進めたり(内容の変更、臨機応変な判断等)、元請の監理技術者へ助言等を行う場合には、「技術者」としての立場
 - 上位からの指示をそのまま伝えるだけで、仮に現場で予定外のことがあっても自らは判断しない(できない)場合は、「技術者」ではない
 - ⇒ 技術者としての役割は職長の役割には含まれない(主任技術者の役割である)と整理してはどうか
- 「職長」を、技能労働者の現場作業を指導監督する者と定義してはどうか

「登録基幹技能者」

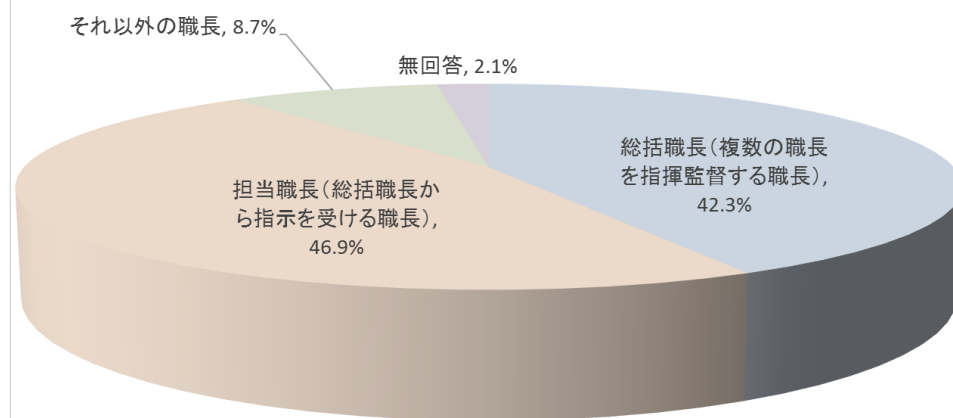
- 「登録基幹技能者」は、一定の資格を有する者※を表すものであり、現場での立場(役割)を示すものではない
⇨施工管理技士や技能士と同様と言える
※「職長」の立場になれる者 →「主任技術者」の立場にもなれる
- 登録基幹技能者については、職長という立場でありつつ、主任技術者が担うべき役割も担っているのが実態であるが、両者の役割を兼務しているものと考えるべきではないか
 - 自らの現場での立場は、9割以上が「職長」と認識
 - 元請から見た評価できる能力は、「調整能力」「安全管理能力」「作業管理能力」「工程管理能力」「品質管理能力」等、まさに主任技術者が担うべき役割 ※基幹技能者へのアンケート調査結果(建設市場整備課、建設業振興基金が実施、平成24年度)より
 - 登録基幹技能者の資格を有しない者である場合も、現場作業を行う下請において建設業法上配置が必要な主任技術者は、職長といわれる者が充てられている例が多いと聞かすが、当該職長が主任技術者の資格を満足していない場合には、それぞれについて別の者が充てられている。

基幹技能者へのアンケート結果

問：以下の作業のうち、貴殿が現場で行い、元請から最も高い評価があった業務内容を3つまで選択してください。



問：貴殿の工事現場での立場について、以下より選択して下さい。



【調査概要】

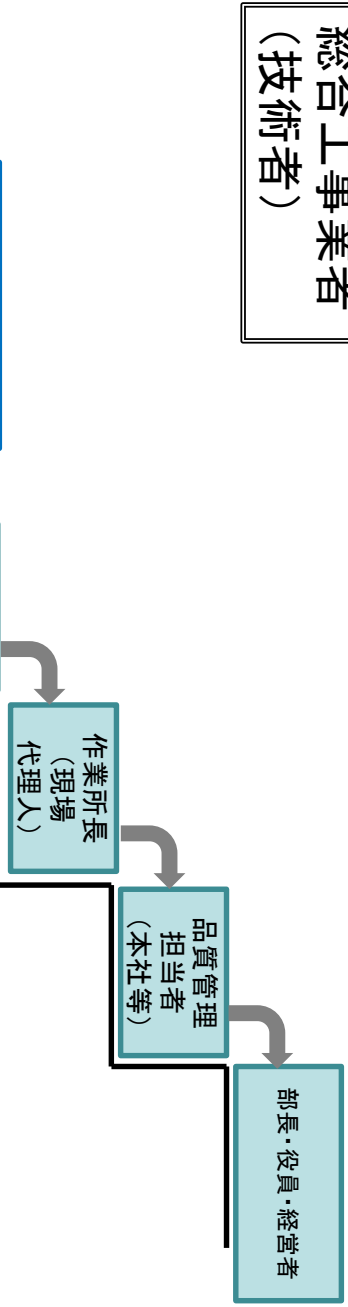
登録基幹技能者が所属する企業の経営者及び登録基幹技能者本人に対して調査

有資格者の所属企業をデータベースより抽出し、講習実施団体を通じて2,940社（人）を選定→1,134票回収（回収率38.6%）

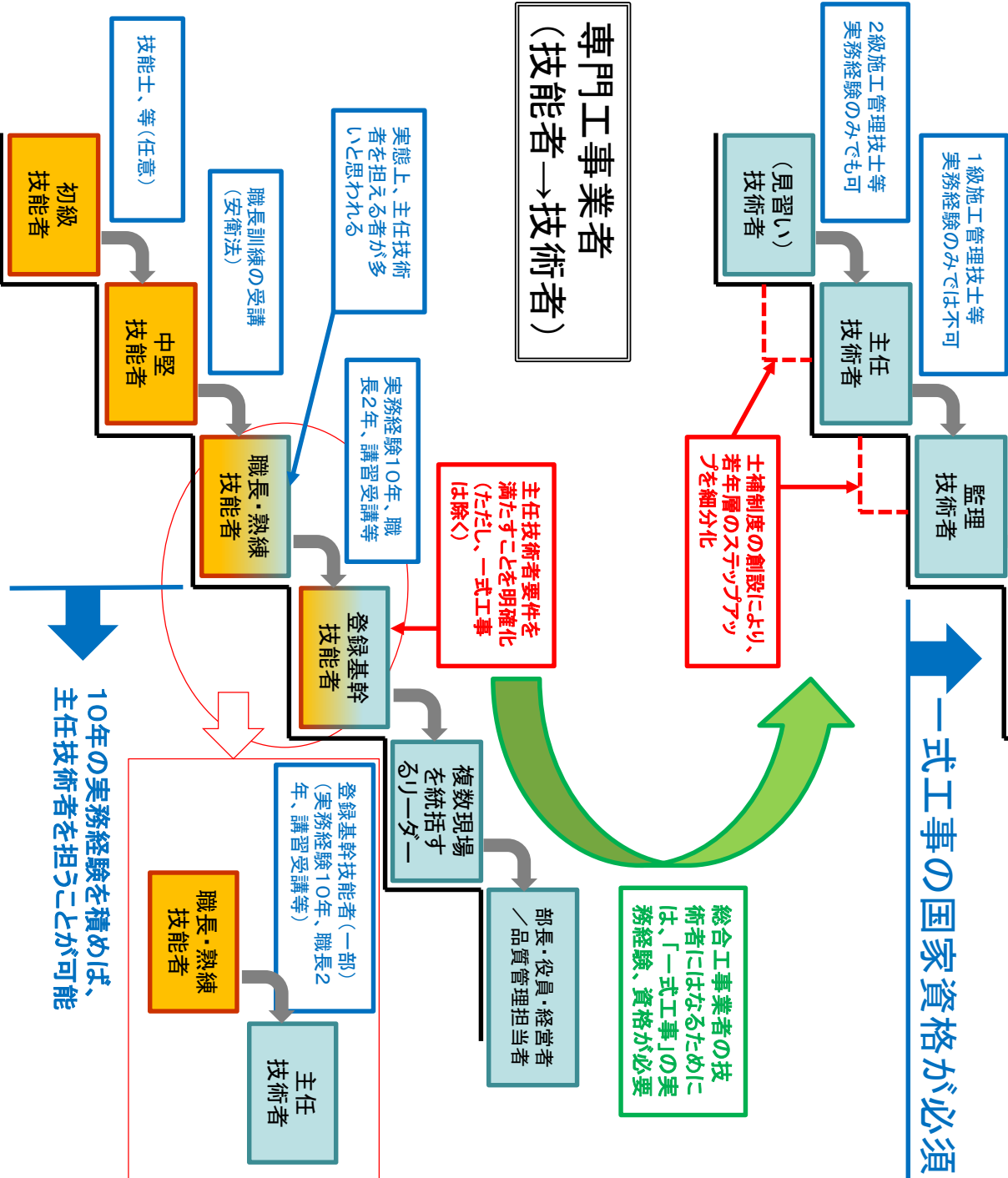
H24.11.17発送、H24.12.28回答期限

技術者、技能者のキャリアアップモデルケース

総合事業者
(技術者)



専門工事業者
(技能者→技術者)



※専門工事業者については、「キャリアアップモデル見える化検討会」資料をベースに作成

現場を構成する関係者(現場代理人)の位置づけ等

「現場代理人」

- 現場代理人は、公共工事や民間工事の契約約款において、表現の違いはあるが、概ね「**契約の履行に関し、工事現場の運営、取締りを行うほか、一部の権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる**」と規定されており、発注者に対する受注者の契約上の代表者と位置づけられる。
 なお、**建設業法では、設置を義務付けていないが、公共工事や下請の契約約款では、設置し工事現場に常駐としている。**
- 一方、主任技術者及び監理技術者は、建設業法第26条において、「**施工の技術上の管理をつかさどるもの**」と規定されており、施工管理の責任者と位置づけられる。

「公共工事標準請負契約約款」(第10条)

- 1 受注者は、**次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し**、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
 一 **現場代理人** 二(A)[]主任技術者(B)[]監理技術者 三 専門技術者(略)
- 2 現場代理人は、**この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、(略)並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。**

「民間工事標準請負契約約款(甲)」(第10条) ※民間の比較的大きな工事を対象

- 2 受注者は、**現場代理人を定めたときは**、書面をもってその氏名を発注者に通知する。
- 3 現場代理人は、**この契約の履行に関し、工事現場の運営、取締りを行うほか、次の各号に定める権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。**
 一 請負代金額の変更 二 工期の変更 三 請負代金の請求又は受領 四 第十二条第一項の請求の受理 五 工事の中止、この契約の解除及び損害賠償の請求

※「民間工事標準請負契約約款(乙)」(民間の比較的小さな工事(個人住宅等)を対象)には現場代理人の規定無し

「建設工事標準下請契約約款」(第10条)

- 第7条 下請負人は、元請負人に対して、この工事に関し、**次の各号に掲げる事項をこの契約締結後遅滞なく書面をもって通知する。**
 一 **現場代理人及び主任技術者の氏名**

- 第10条 現場代理人は、**この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、この契約に基づく下請負人の一切の権限(請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、工事関係者に関する措置請求並びにこの契約の解除に係るものを除く。)を行使する。**ただし、現場代理人の権限については、下請負人が特別に委任し、又は制限したときは、元請負人の承諾を要する。

現場を構成する関係者(現場代理人)の位置づけ等

「公共工事標準請負契約約款」(第9条) (昭和25年制定時)

- 1 乙は、**現場代理人**及び工事現場における工事施工の技術上の管理をつかさどる(専任の…建設業法第26条第2項の工事の場合に記載する)主任技術者を定め、甲に通知する。
- 2 前項の現場代理人と主任技術者とはこれを兼ねることができる。
- 3 乙又は乙の現場代理人は、**工事現場に常駐し監督員の監督又は指示に従い、工事現場の取締及び工事に関する一切の事項を処理しなければならない。**

「公共工事標準請負契約約款の解説(改訂4版)」p.143

運営、取締りとは、請負契約に基づく工事の施工に関し、請負者において行う工事現場に関する全ての管理行為を指すものと解する。したがって、工事の施工上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理その他の管理行為のほか、工事現場の風紀の維持等もこれに含まれる。

主任技術者及び監理技術者の設置等(法第26条)

- 1 建設業者はその請け負った建設工事を施工するときは、(中略)当該工事現場における建設工事の**施工の技術上の管理をつかさどるもの**(以下「主任技術者」という)を置かなければならない。
- 2 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額(中略)が(中略)政令で定める金額以上になる場合においては、前項の規定にかかわらず、(中略)当該工事現場における建設工事の**施工の技術上の管理をつかさどるもの**(以下「監理技術者」という)を置かなければならない。

主任技術者及び監理技術者の職務等(法第26条の3) (平成6年の法改正にて追加)

主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の**施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理**及び当該建設工事の**施工に従事する者の技術上の指導監督**の職務を誠実に行わなければならない。

「技術者制度研究会報告」(平成14年) 4(1)② b) 現場代理人と監理技術者等との関係の整理

監理技術者等が統括技術者として位置づけられるのに対し、現場代理人は、実態上施工現場全体の責任者として位置づけられることが多いが、現行の制度上必ずしも両者の関係は整理されていない。

一元化された責任体制の下、施工の技術上の管理を適正に実施するためにも、監理技術者等が統括技術者であることを十分に認識する必要がある。

なお、現場代理人と監理技術者等にそれぞれ別の者を充てる場合には、発注者に対する責任の所在を明確にするため、現場代理人と監理技術者等の職務内容、権限等を明確化すべきである。

現場を構成する関係者の定義等(まとめ)

現場を構成する関係者	「立場(役割)」 又は「資格」	定義、役割等
監理技術者、 主任技術者	「立場(役割)」	建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの
職長	「立場(役割)」	技能労働者の現場作業を指導監督する者
登録基幹技能者	「資格」	(参考:登録基幹技能者の役割) 建設現場での技能労働者のトップ(総括職長)として、安全管理・品質管理等の横断的な調整・指導を実施 (登録基幹技能者パンフレットより)
現場代理人	「立場(役割)」	発注者に対する受注者の契約上の代表者 契約の履行に関し、工事現場の運営、取締りを行うほか、一部の権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる者

○現場を構成する関係者の位置づけ、定義や役割について、以上のように整理してはどうか

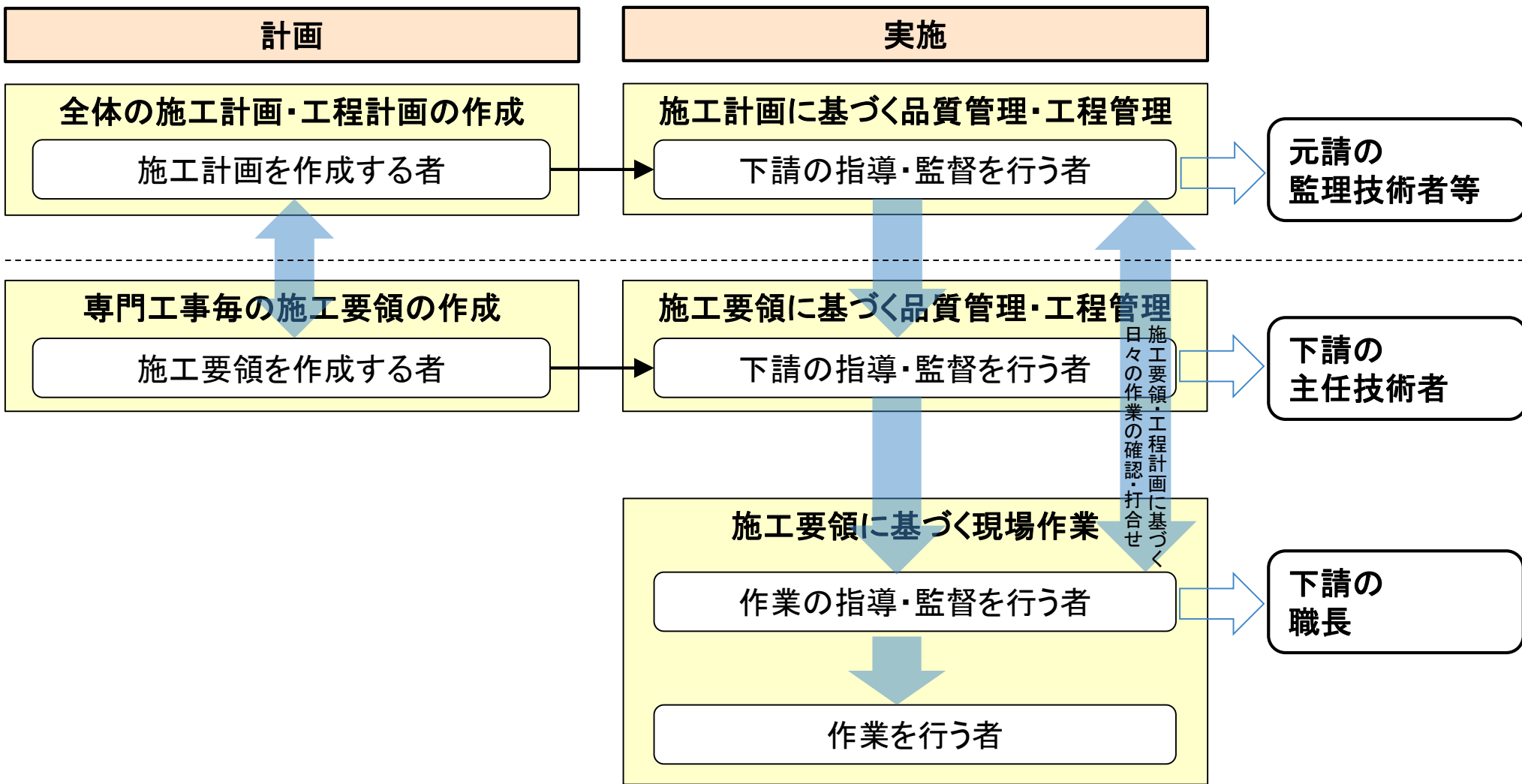
発注者と元請、元請と下請、下請と下請の関係整理

○「発注者と元請間(①)」と「元請と下請間、下請と下請間(②)」では責任分担等が大きく異なっていると言えるのではないか

	民法上の請負	建設業の請負	
		①発注者と元請間	②元請と下請間、下請と下請間
請負人の 仕事完成義務 及び完成のための 手法	<ul style="list-style-type: none"> ・あり（一時的債権関係） ・注文者の指図がなければ完成のための手法は問われない 	<ul style="list-style-type: none"> ・あり（継続的債権関係） ・建設業法において、一括下請負の禁止や技術者配置義務等の加重要件あり ・仮設などを発注者が指定する場合あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・あり（継続的債権関係） ・建設業法において、一括下請負の禁止や技術者配置義務等の加重要件あり ・元請の作成する施工計画や上位下請の作成する施工要領に基づき施工
注文者の 報酬支払義務	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事の目的物の引渡しと同時に支払い 	<ul style="list-style-type: none"> ・支払の時期及び方法は契約書毎に記載（建設業法で規定） ・部分払いや前払い、工事が完成せず途中で修了した場合の精算 	同左
注文者の 瑕疵修補請求権	<ul style="list-style-type: none"> ・あり 	同左	同左
危険負担	<ul style="list-style-type: none"> ・不可抗力による滅失・毀損は請負人負担 	<ul style="list-style-type: none"> ・不可抗力による滅失・毀損は注文者負担 	同左
不法行為責任 (使用者責任)	<ul style="list-style-type: none"> ・元請の不法行為について発注者は責任を負わない ・下請の不法行為について元請も責任を負う 	<ul style="list-style-type: none"> ・元請負人の不法行為について発注者は責任を負わない 	<ul style="list-style-type: none"> ・下請の不法行為について元請(上位下請)も責任を負う
注文者による請 負人の指導監督	<ul style="list-style-type: none"> ・請負人は注文者から独立し、自己の裁量で仕事を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者による監督・検査等 	<ul style="list-style-type: none"> ・注文者(元請や上位下請)による施工管理等の継続的な指導監督

建設工事において必要な作業

○建設工事において必要な作業を整理し、それを行う者を整理した。



○適正な施工を確保する上で、元請の監理技術者等、下請の主任技術者、下請の職長の3者がキーパーソンであると考えられるのではないかと。

元請の監理技術者等と下請の主任技術者

○元請におかれる主任技術者(下請金額が一定金額未満の場合)は、下請におかれる主任技術者とは明らかに職務(役割)が異なることから、既に監理技術者制度運用マニュアルを改正し、職務(役割)を明確にしたところであるが、**必要な資格要件を含め、より明確に整理すべきではないか。**

◇「元請に置かれる主任技術者」と「下請におかれる主任技術者」について、それぞれに必要な資格要件も含め明確に区別することを検討してはどうか。

◇元請の監理技術者と主任技術者の境界の考え方についても、その果たすべき役割に求める資格の違いという観点を踏まえ、現行の「下請金額の大小」でよいのか、検討してはどうか

※ 監理技術者は昭和46年の法改正により創設されたものであり、「特定建設業は監理技術者、一般建設業は主任技術者」という1対1の関係になっているが、下請保護という観点から整理された特定建設業と一般建設業の分類に技術者の分類を合わせる必要は必ずしもないのではないか

【現行】

	監理(主任)技術者の境界	配置技術者	資格要件
元請	下請金額一定金額以上	監理技術者	1級施工管理技士、1級建築士、技術士の資格保有者、実務経験者(指定7業種を除く)
	下請金額一定金額未満	主任技術者	1級・2級施工管理技士、1級・2級建築士、技術士、技能士等の資格保有者、実務経験者
下請	—		

区別を
検討

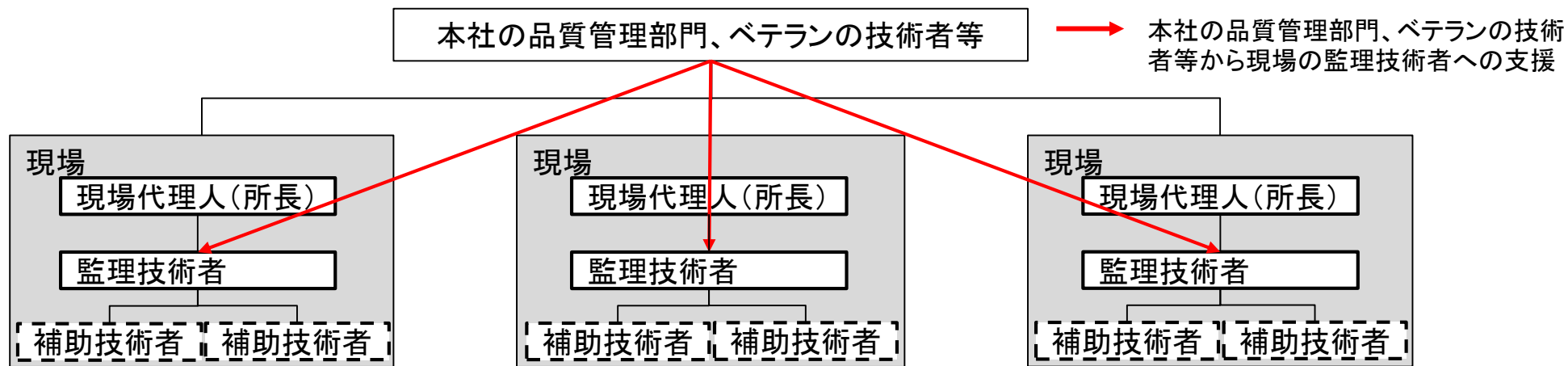
現場の施工体制(元請のあるべき姿)

○元請の体制

・現場における技術面の最終判断は監理技術者が行うものの、それだけではなく、本社等からの支援や、現場代理人による指導、補助技術者による業務分担等があいまって、適正な施工が確保されると言えるのではないかな。

◇高度な技術的判断を求められる内容が少ない現場では、現場の監理技術者等は要件を満たす若手の技術者を配置する一方、本社の品質管理部門、ベテランの技術者等が現場を巡回して要所で指導することも考えられるのではないかな。

◇補助技術者については、1級施工管理技士補(仮称)の活用も考えられるのではないかな。



○現場での施工管理技士補(仮称)の活用(第14回検討会での提示内容)

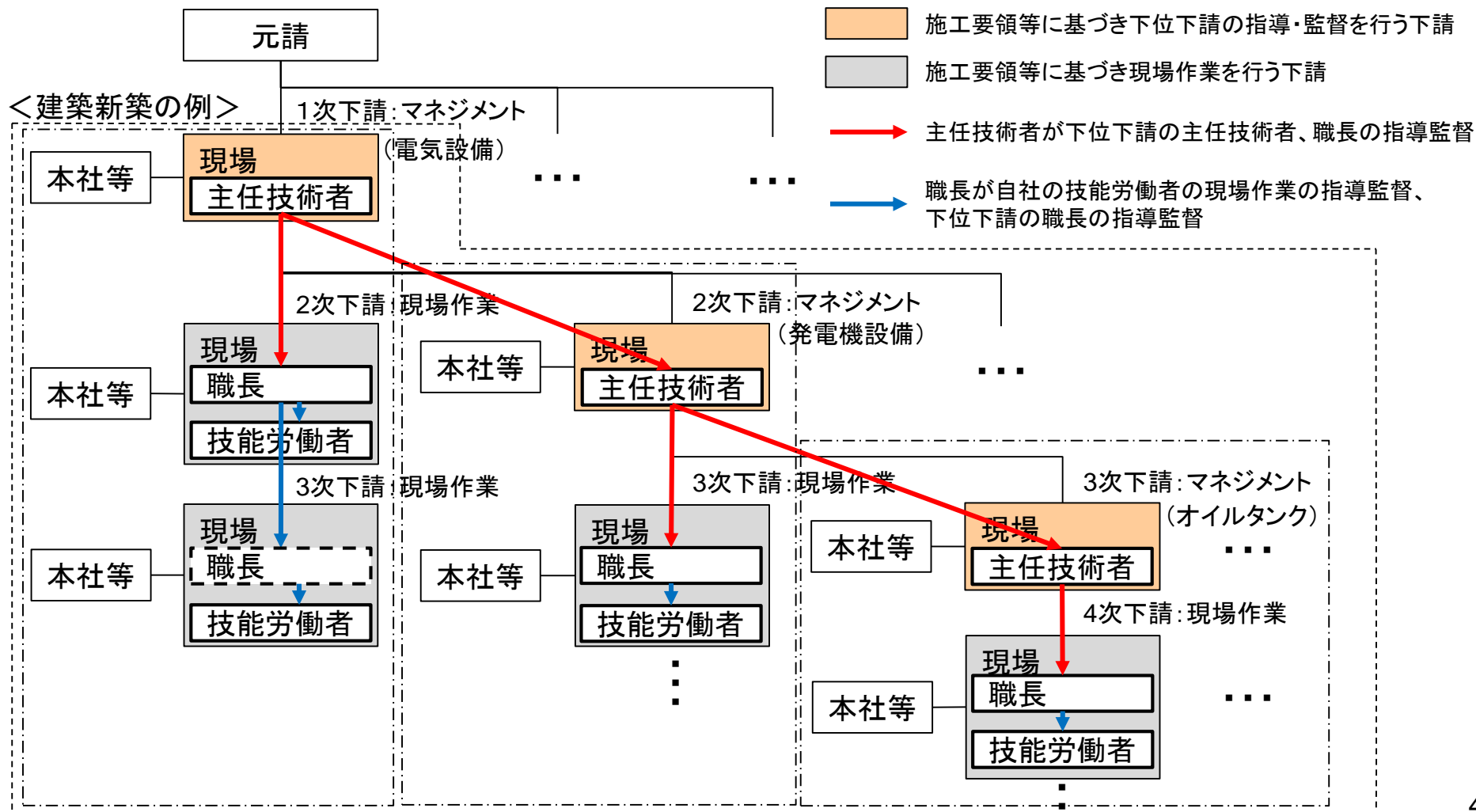
・元請の「補助技術者」として、2級施工管理技士取得者である1級施工管理技士補(仮称)の活用を推奨

	1級		2級	
	技士 (学科・実地合格者)	技士補(仮称) (学科合格者)	技士 (学科・実地合格者)	技士補(仮称) (学科合格者)
現場等での活用	監理技術者	2級取得者については、元請の補助技術者として活用を推奨 ※公共工事発注時における配置実績の活用についても今後検討	主任技術者	無し(今後、必要に応じ検討)

現場の施工体制(下請のあるべき姿)

○下請の体制

- ・現状を踏まえれば、施工体制に入っている全ての建設業者に主任技術者の配置を求めることは、必ずしも必要ないとも考えることもできるのではないか。
- ・個々の下請会社単位でなくても、**当該専門工事に関わる下請のチームの中で、適正な能力を持った主任技術者、職長が配置されることによって、適正な施工が確保されると言えるのではないか。**



下請の主任技術者

○下請の技術者配置の見直し(案)

- ・専門工事が適切に区分され、当該専門工事の上位企業の主任技術者が適正な施工管理ができるのであれば、**それ以下の企業については主任技術者の配置を例外的に求めなくてもよいのではないか。**
 - ◇ 末端の下請においては、決められた範囲の仕事を日々完成させるのが与えられた業務であるという意味で、請負契約ではありつつ、「委任契約」の意味合いが強いと言えるのではないか。
 - ◇ そのような下請では、職長の役割が大であり、技術者を配置されていなくても、少なくとも適正な施工の観点からは問題が無いのではないか。
 - ※ その場合も責任分担など契約上の整理、労働法制上の観点からの整理は必要。
⇒ 一つの案としては、当該会社の現場責任者(現場代理人(仮称))を決めておく。
 - ※ 例外とする対象については、個々の契約の「内容」に応じて決定することを基本に、具体化に向けて引き続き検討
- 適正な施工の確保という観点から見ると、専門工事の一定の業種単位で、複数の会社によるチームの中で、「主任技術者」と「職長」を定めておくことが最低レベルのものとして必要という整理がありうるのではないか。